

第3編 行政

執行機関



副区長 田中 智彦
就任 令和5年7月1日



区長 山本 泰人
就任 令和5年4月27日



副区長 吉田 不曇
就任 令和3年12月1日

執行機関は、地方公共団体の意思決定機関である議会に対し、地方公共団体の事務を管理執行する地位にある機関である。

本区の執行機関は、区を総括し、これを代表する区長と各種の行政委員会および委員によって構成される。

歴代区長

区 分	氏 名	就 任	退 任
初 代	山 本 泰 介	昭和22年 4 月23日	昭和26年 4 月14日
2 代	野 宗 英一郎	昭和26年 4 月26日	昭和30年 1 月21日
3 代	野 宗 英一郎	昭和30年 1 月22日	昭和34年 1 月21日
4 代	野 宗 英一郎	昭和34年 1 月22日	昭和38年 1 月21日
5 代	野 宗 英一郎	昭和38年 3 月 4 日	昭和42年 3 月 3 日
6 代	折 田 進 二	昭和42年 6 月 9 日	昭和46年 6 月 8 日
7 代	折 田 進 二	昭和46年 6 月 9 日	昭和50年 4 月26日
8 代	横 関 政 一	昭和50年 4 月27日	昭和54年 4 月26日
9 代	横 関 政 一	昭和54年 4 月27日	昭和58年 4 月26日
10 代	横 関 政 一	昭和58年 4 月27日	昭和62年 4 月26日
11 代	矢 田 美 英	昭和62年 4 月27日	平成 3 年 4 月26日
12 代	矢 田 美 英	平成 3 年 4 月27日	平成 7 年 4 月26日
13 代	矢 田 美 英	平成 7 年 4 月27日	平成11年 4 月26日
14 代	矢 田 美 英	平成11年 4 月27日	平成15年 4 月26日
15 代	矢 田 美 英	平成15年 4 月27日	平成19年 4 月26日
16 代	矢 田 美 英	平成19年 4 月27日	平成23年 4 月26日
17 代	矢 田 美 英	平成23年 4 月27日	平成27年 4 月26日
18 代	矢 田 美 英	平成27年 4 月27日	平成31年 4 月26日
19 代	山 本 泰 人	平成31年 4 月27日	令和 5 年 4 月26日
20 代	山 本 泰 人	令和 5 年 4 月27日	在 任 中

区役所・特別出張所の位置および所管区域

所 在 地	所 管 区 域
本 庁 築地1-1-1 ☎(3543) 0211	八重洲二丁目、京橋一～三丁目、銀座一～八丁目、新富一・二丁目、入船一～三丁目、湊一～三丁目、明石町、築地一～七丁目、浜離宮庭園、八丁堀一～四丁目、新川一・二丁目
日本橋特別出張所 日本橋蛸殻町1-31-1 ☎(3666) 4251	日本橋本石町一～四丁目、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一～四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町一・二丁目、日本橋富沢町、日本橋人形町一～三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一・二丁目、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町一・二丁目、日本橋横山町、東日本橋一～三丁目、日本橋久松町、日本橋浜町一～三丁目、日本橋中洲、八重洲一丁目、日本橋一～三丁目、日本橋茅場町一～三丁目、日本橋兜町
月島特別出張所 月島4-1-1 ☎(3531) 1151	佃一～三丁目、月島一～四丁目、勝どき一～六丁目、豊海町
晴海特別出張所 晴海4-8-1 ☎(3520) 8096	晴海一～五丁目

行政

窓口の時間延長

行政サービスをより利用しやすくするために、区民生活
に関わりの深い事務について、毎週水曜日午後7時まで窓口の時間延長を行っている（祝日・休日および12月28日から1月4日までは除く）。

業務時間延長実施窓口・取り扱い業務

実 施 窓 口	取 り 扱 い 業 務
区 民 生 活 課	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理、印鑑登録・廃止、戸籍届け書の受領、各種証明書の交付（住民票、印鑑証明、戸籍）、マイナンバーカードの交付、特別永住許可の申請の受理など
税 務 課	区税収納、納税相談、申告書の受け付け、課税・納税証明、軽自動車税の登録・廃車申請受け付け
子ども子育て支援課	児童手当など各種手当・子ども医療証申請受け付けなど
障 害 者 福 祉 課	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更などの受け付け、心身障害者福祉手当などの受け付け、心身障害者医療費助成受給者証の交付など
介 護 保 険 課	要介護認定申請の受け付け、被保険者証および負担割合証再交付申請の受け付け、介護サービス申請の受け付け
保 険 年 金 課	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の加入・喪失届の受け付け、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納・納付相談など
日本橋特別出張所 月 島 特 別 出 張 所 晴 海 特 別 出 張 所	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理をはじめ本庁が対応する業務のうちの一部の業務

日曜開庁

区民サービスのより一層の向上を図るため、日曜日に窓口の一部を開いている（平成21年度から開始）。

・開庁日時

日曜日の午前9時から午後5時まで。ただし、毎月第3土曜日の翌日の日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は開庁しない。

・開設場所

区役所本庁舎1階

開設窓口および取り扱い業務

開設窓口		取り扱い業務
区民生活課	住民記録係	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理、住民票の写しなどの交付、印鑑登録・廃止、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの交付、特別永住許可の申請の受理など
	戸籍係	戸籍届け書の受領、戸籍全部事項証明書・個人事項証明書などの交付
保険年金課	資格係（1階区民生活課住民記録係窓口において業務を行う）	国民健康保険の加入・喪失届、後期高齢者医療に関する資格の届け出の受け付け

◎他の区市町村や関係機関との連携が必要な業務（国外からの転入、広域交付住民票の写しの交付、戸籍の届け出の受理・不受理の決定）については行っていない。
◎戸籍証明書の広域交付は行っていない。

職 員 配 置 表 (令和7年4月1日現在) (単位：人)

職層別		合	参	専	副	副	主	教	職層別		合	参	専	副	副	主	教
所属別		計	事	門	参	参	事	幼	所属別		計	事	門	参	参	事	幼
								稚									稚
								論									園
								園									園
合 計		(109)					(102)	(7)			(5)					(5)	
		1,652	19	1	52	2	1,497	81			59	1			2		56
計		(92)					(92)				(2)					(2)	
		1,391	16	1	44	2	1,328				22	1		1		20	
企画部		(3)					(3)				(3)					(3)	
		82	2		6		74				37			1		36	
政 策 企 画 課		(1)					(1)				(9)					(9)	
		13	2		1		10				136		1	2	1	132	
財 政 課		11					10				(1)					(1)	
		(1)					(1)				57		1	1		55	
広 報 課		12			1		11				(6)				1	(6)	
		(1)					(1)				44					43	
シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 課		4					4										
		(1)					(1)				11					11	
		21			2		19				(1)			1		(1)	
											11					10	
施 設 整 備 課		21					20				(1)					(1)	
		(10)					(10)				13					13	
		130	2		4	1	123				(9)					(9)	
総務部		(1)					(1)				222	2		6		214	
		3	1				2				(1)					(1)	
秘 書 室		(2)					(2)				26	2				24	
		37	1		1	1	34				(1)					(1)	
総 務 課		(2)					(2)				15			2		13	
		31			1		30										
職 員 課		12					11				24			1		23	
		(6)					(6)				(3)				1	(3)	
経 理 課		47			1		46				26					25	
		(2)					(2)				(3)					(3)	
防 災 危 機 管 理 室		30	2		2		26				35			1		34	
		(2)					(2)				(1)					(1)	
防 災 危 機 管 理 課		30	2		2		26				96			1		95	
		(2)					(2)				(10)					(10)	
		138	1		8		129				65	1		5		59	
区民部		(2)					(2)				(8)					(8)	
		37	1		1		35				8	1		1		6	
区 民 生 活 課		(1)					(1)				21				2	19	
		16			1		15				(1)					(1)	
地 域 振 興 課		11					10				11			1		10	
		(3)					(3)				(1)					(1)	
商 工 観 光 課		16			1		15				25			1		24	
		(1)					(1)										
日 本 橋 特 別 出 張 所		13			1		12				9	1		2		6	
		(2)					(2)										
月 島 特 別 出 張 所		12			1		11				5	1		1		3	
											4			1		3	
晴 海 特 別 出 張 所		15			1		14										
		(5)					(5)				14	1				13	
		130	2		3		125				14	1				13	
福祉保健部		(2)					(2)				(17)					(10)	(7)
		44	2				42				261	3		8		169	81
地 域 福 祉 課		(2)					(2)				(17)					(10)	(7)
		24			1		23				234	1		7		145	81
障 害 者 福 祉 課		(2)					(2)				8			1		7	
		22			1		21										
保 険 年 金 課		(1)					(1)				5	1				4	
		25			1		24										
福 祉 セ ン タ ー		15					15				14	1				13	
		(30)					(30)										
子 ども 施 策 推 進 室		376	1		4		371										
		(29)					(29)										
子 ども 子 育 て 支 援 課		279	1		1		277										
		(1)					(1)										
保 育 課		35			1		34										
		(1)					(1)										
放 課 後 対 策 課		41			1		40										
子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー		21			1		20										

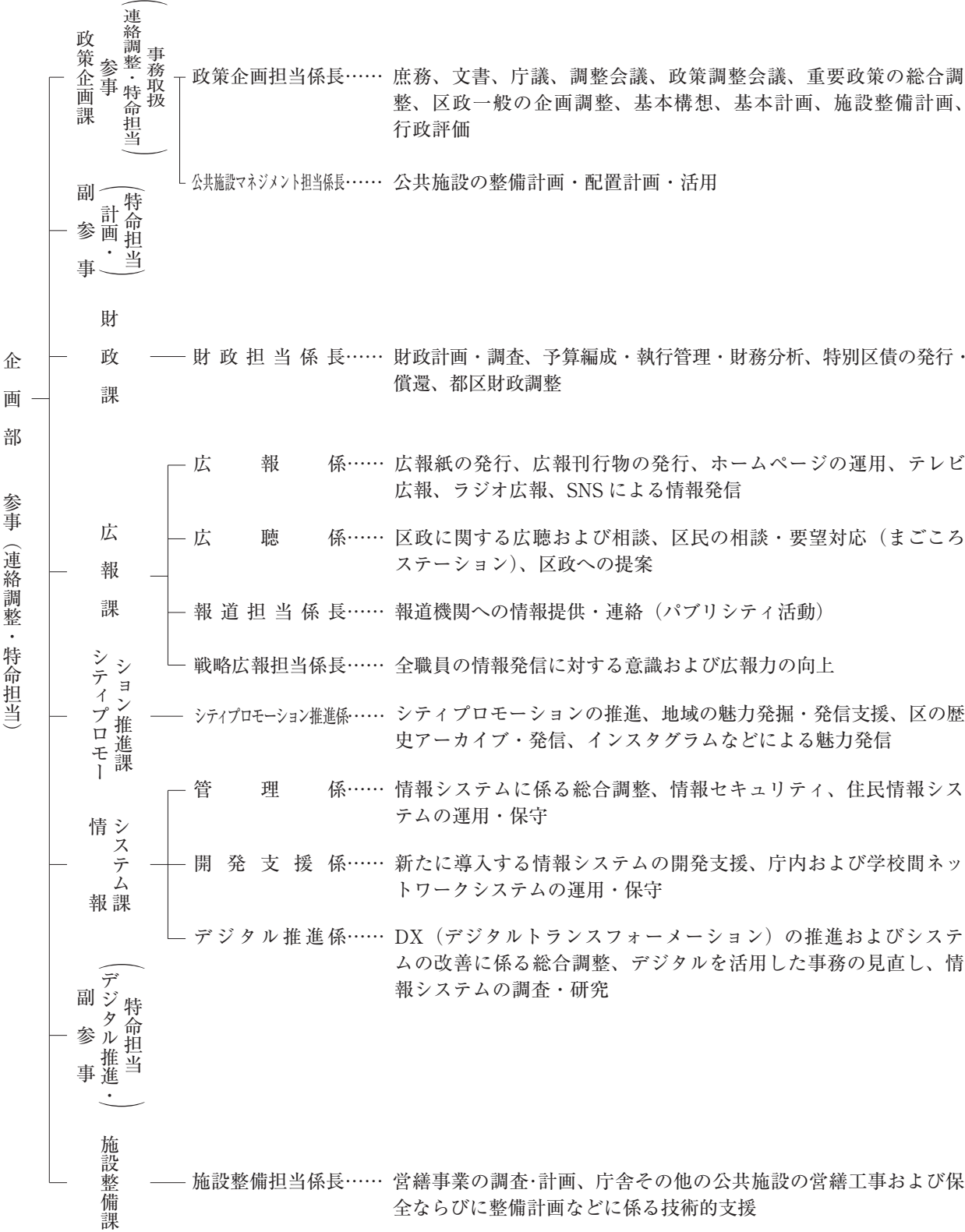
注 1 区長、副区長および教育長を除く。
2 部長、防災危機管理室長、子ども施策推進室長、高齢者施策推進室長、保健所長および都市活性プロジェクト推進室長は各庶務主管課に、企画部参事（連絡調整・特命担当）および企画部副参事（計画・特命担当）は企画部政策企画課に、企画部副参事（デジタル推進・特命担当）は企画部情報システム課に、総務部秘書担当部長は総務部秘書室に、総務部法務担当課長は総務部総務課に、総務部参事（防災危機管理・特命担当）、総務部地域防災担当課長および総務部副参事（防災計画等・特命担当）は総務部防災危機管理課に、福祉保健部参事（連絡調整・特命担当）は福祉保健部地域福祉課に、環境土木部参事（連絡調整・特命担当）は環境土木部管理調整課に、環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）は環境土木部交通課に、都市整備部まちづくり事業担当課長は 都市整備部地域整備課を含む。
保健衛生担当部長は保健所長で、シティプロモーション推進課長は企画部副参事（計画・特命担当）で、組織等調整担当課長は総務課長で、総務部副参事（生活安全・特命担当）は環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）で、区民部副参事（産業振興・特命担当）は商工観光課長で、子ども発達支援センター所長は福祉センター所長で、保育施設支援担当課長は保育課長で、日本橋保健センター所長は健康推進課長で、地域保健担当課長および晴海保健センター所長は月島保健センター所長で、都市整備部副参事（建築確認指導調整・特命担当）は地域整備課長でそれぞれ兼務のため計上。
3（ ）内は、育児休業、退職、都市整備公社等派遣を外数で示す。
4【内訳：育児休業73人、退職27人、都市整備公社派遣5人、社会福祉協議会派遣1人、勤労者サービス公社派遣2人、シルバー人材センター派遣1人】
5 特別区人事・厚生事務組合等派遣、臨時的任用職員、臨時的任用教員、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員を除く。
6 指導主事5人および暫定再任用フルタイム勤務職員78人を含む。

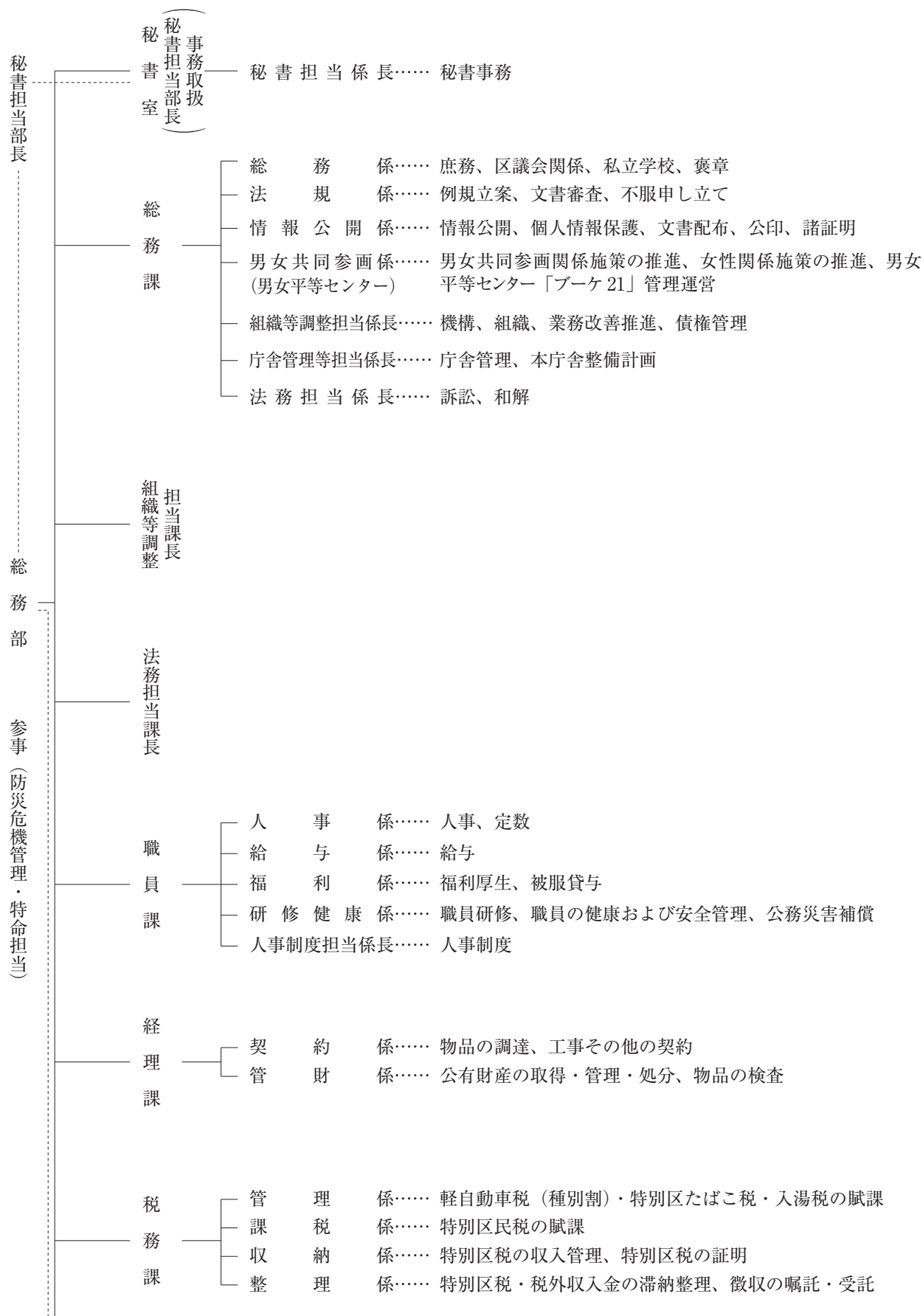
行政組織および分掌事務

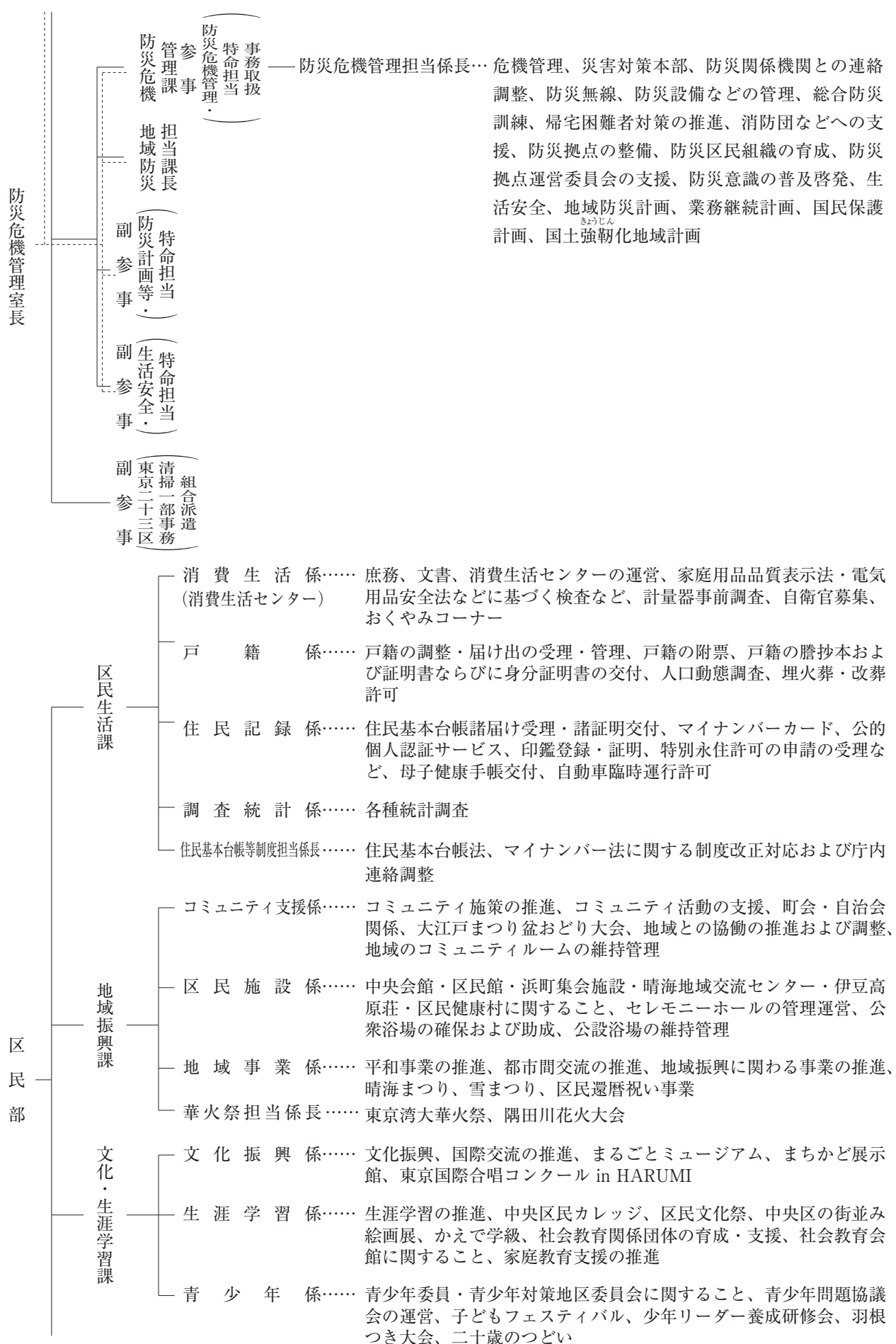
(区議会議会局および各種行政委員会については、それぞれの編に登載)

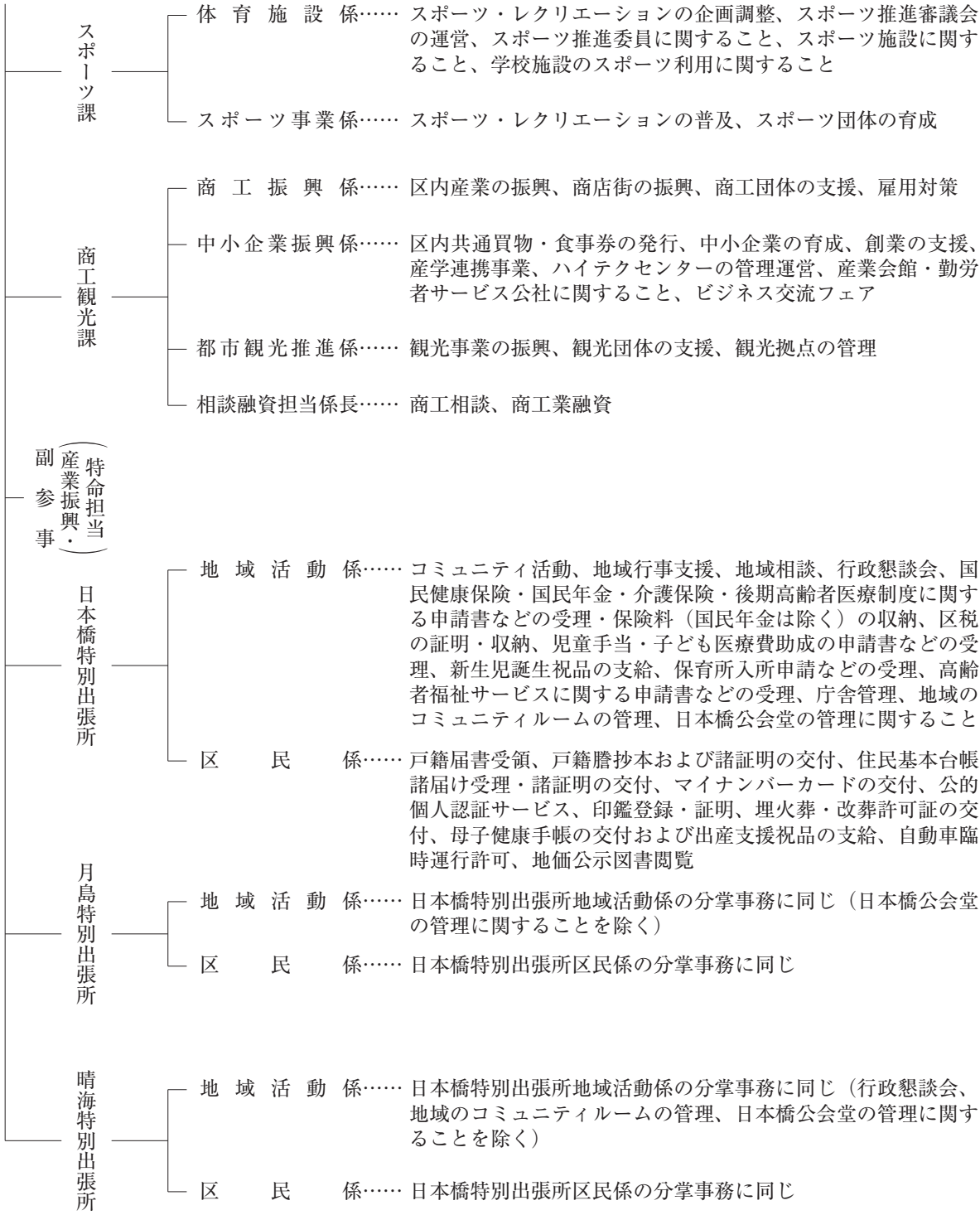
(令和7年7月1日現在)

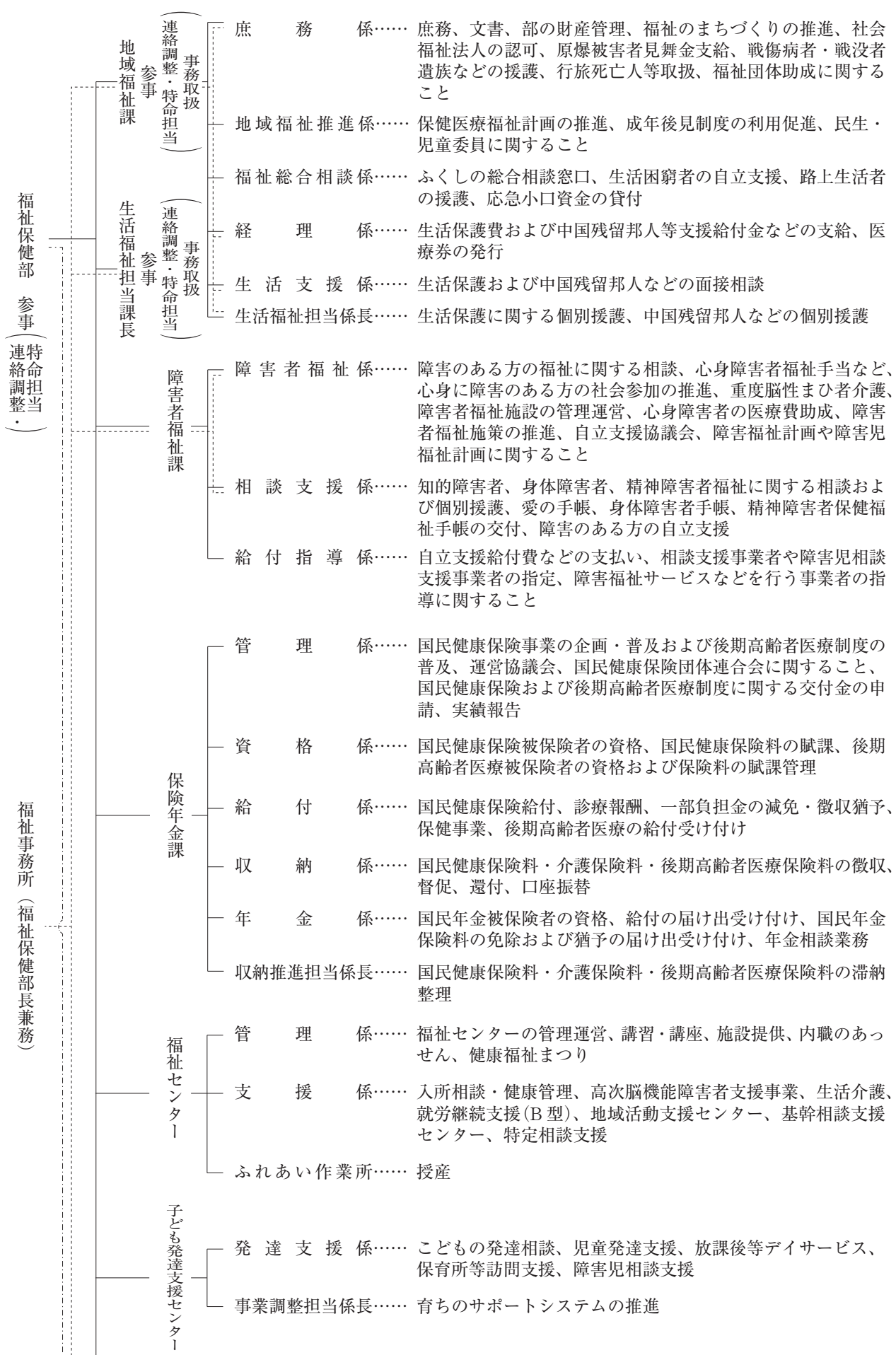
区長 (山本 泰人) 副区長 (田中 智彦)
(吉田 不曇)

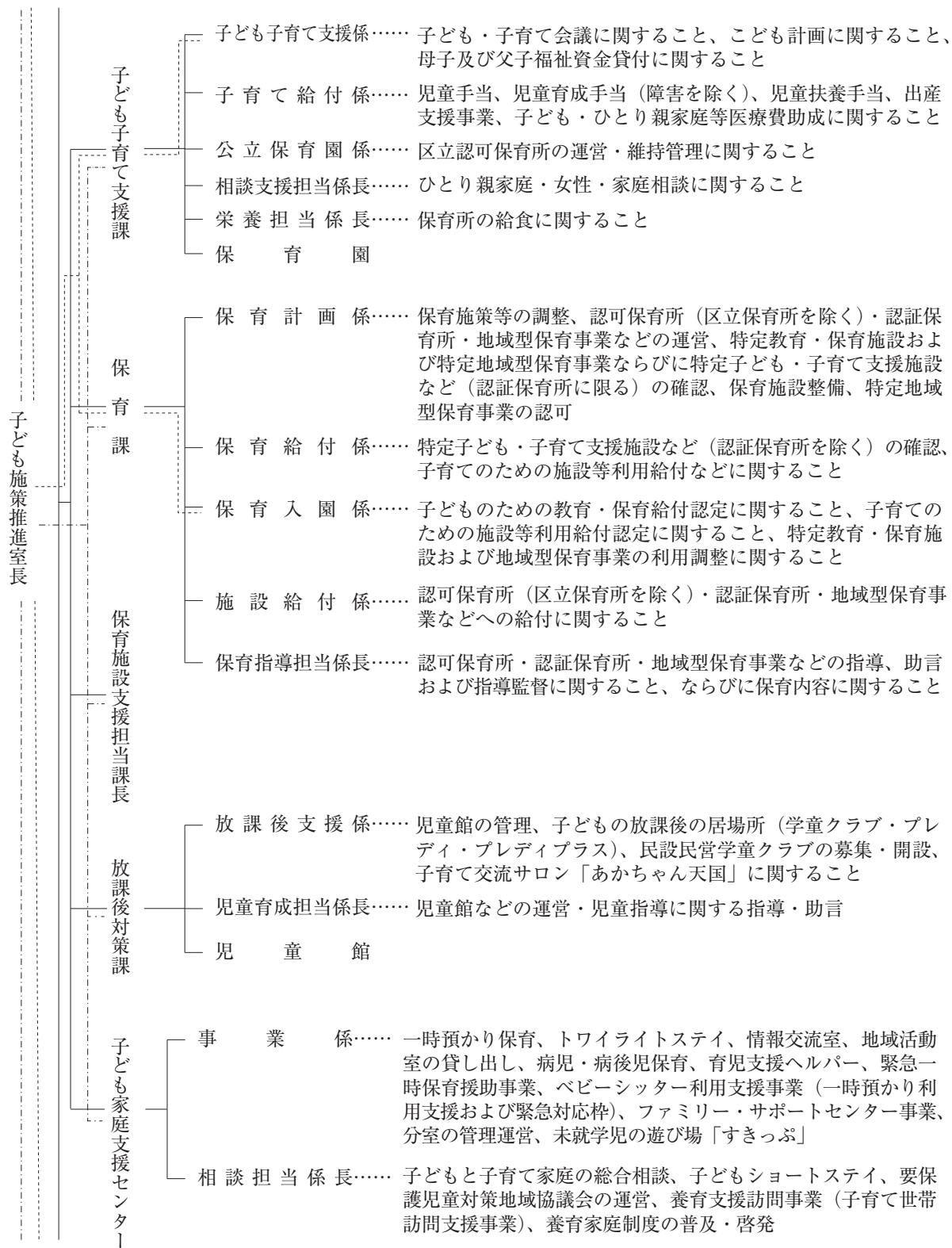


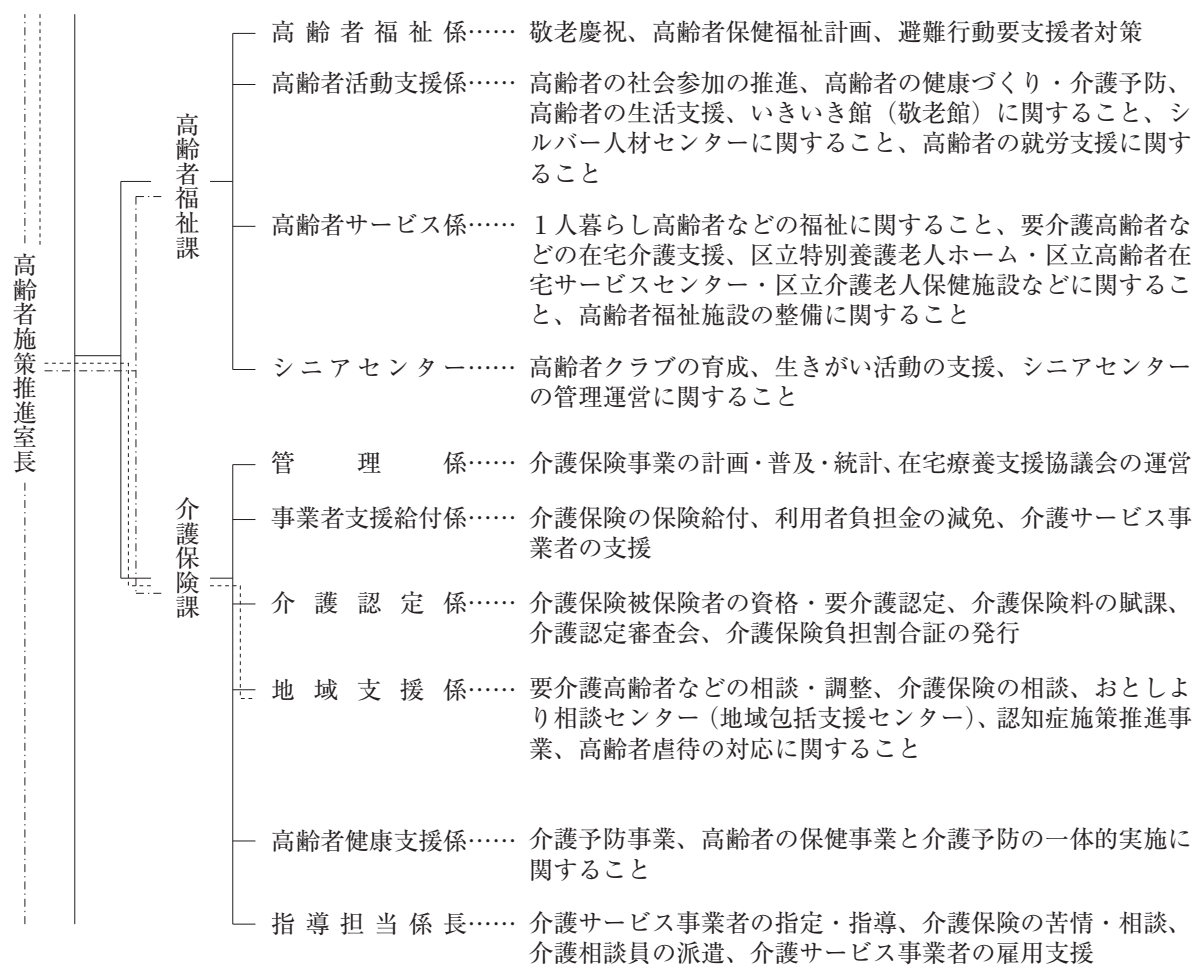


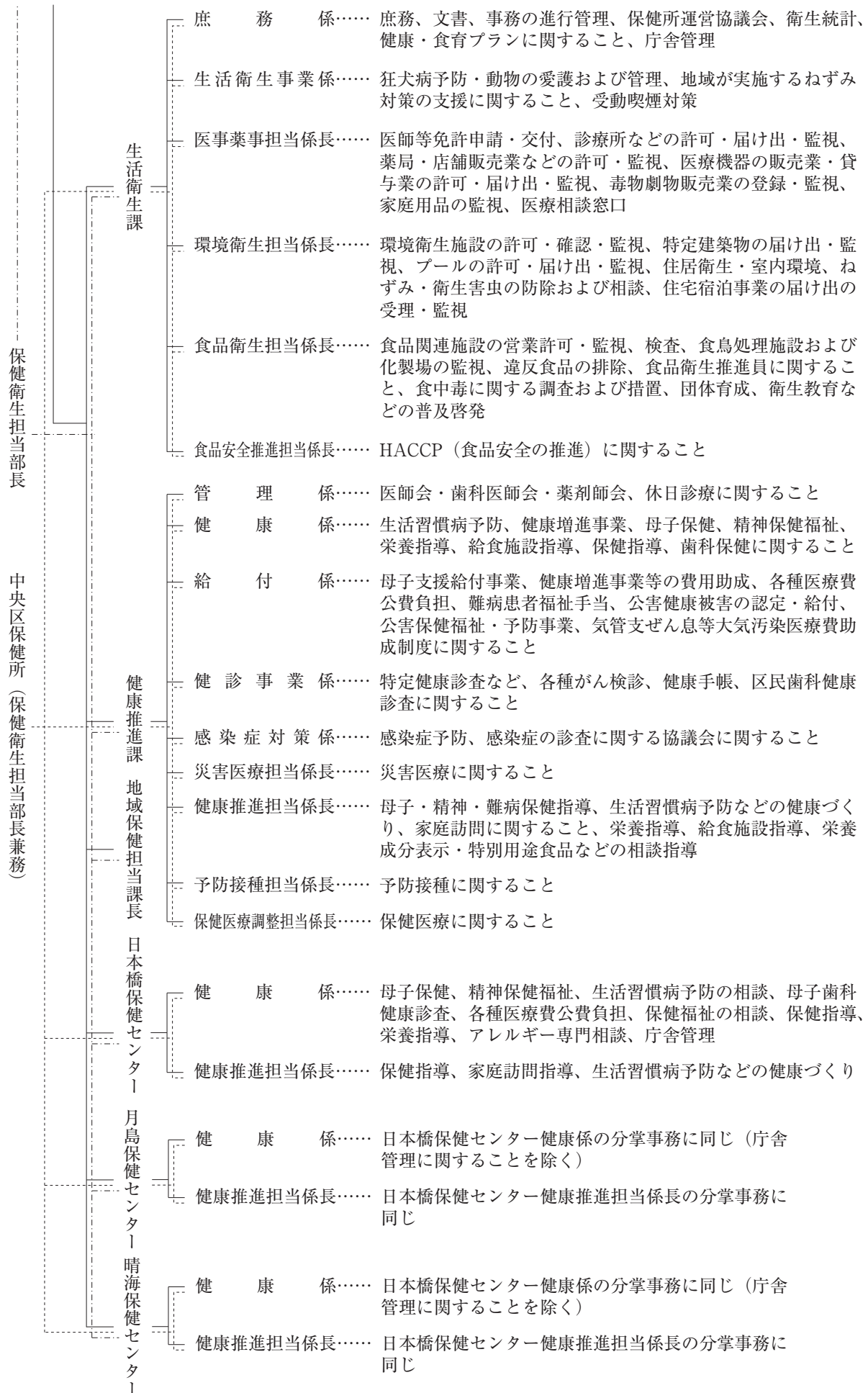


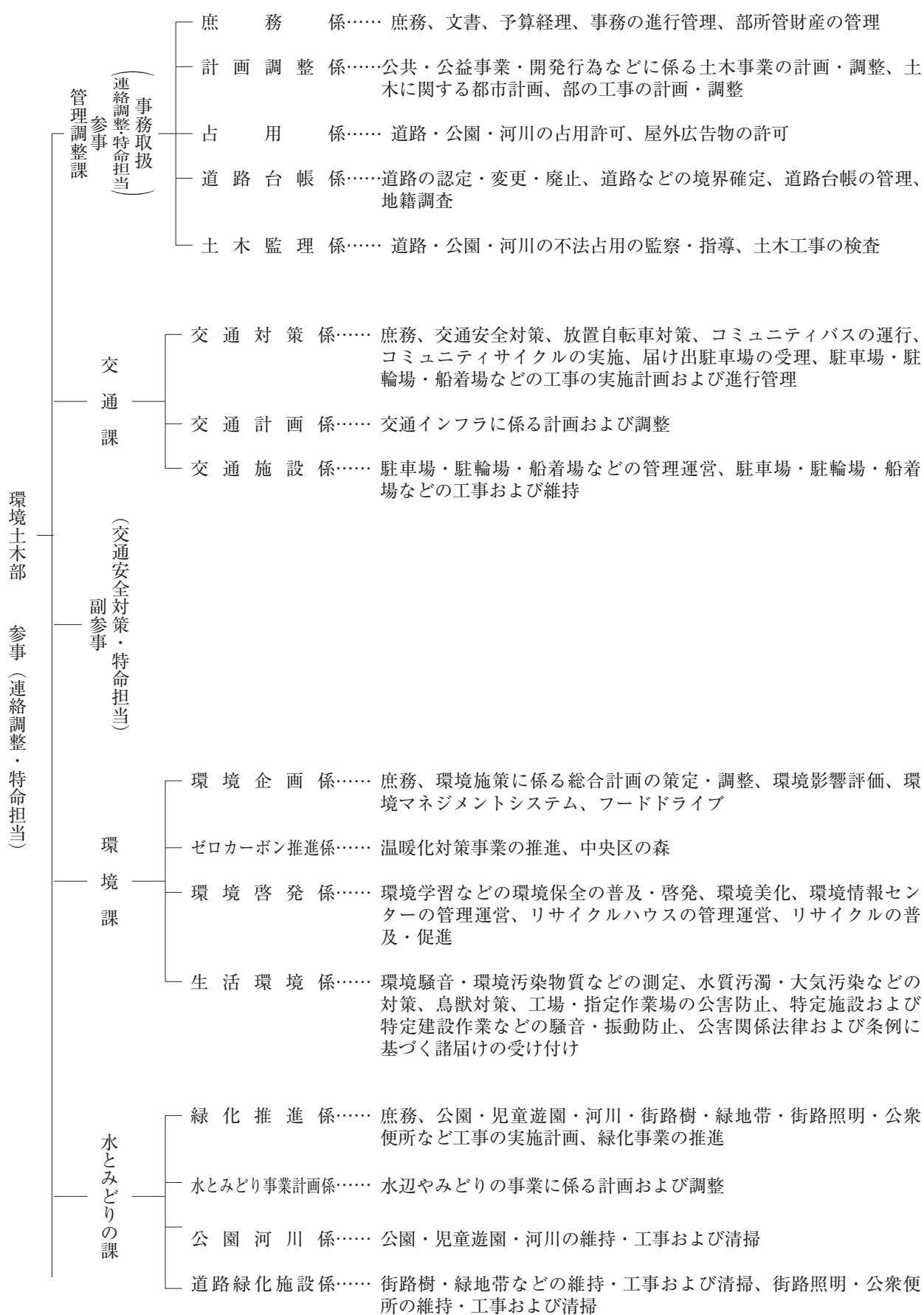


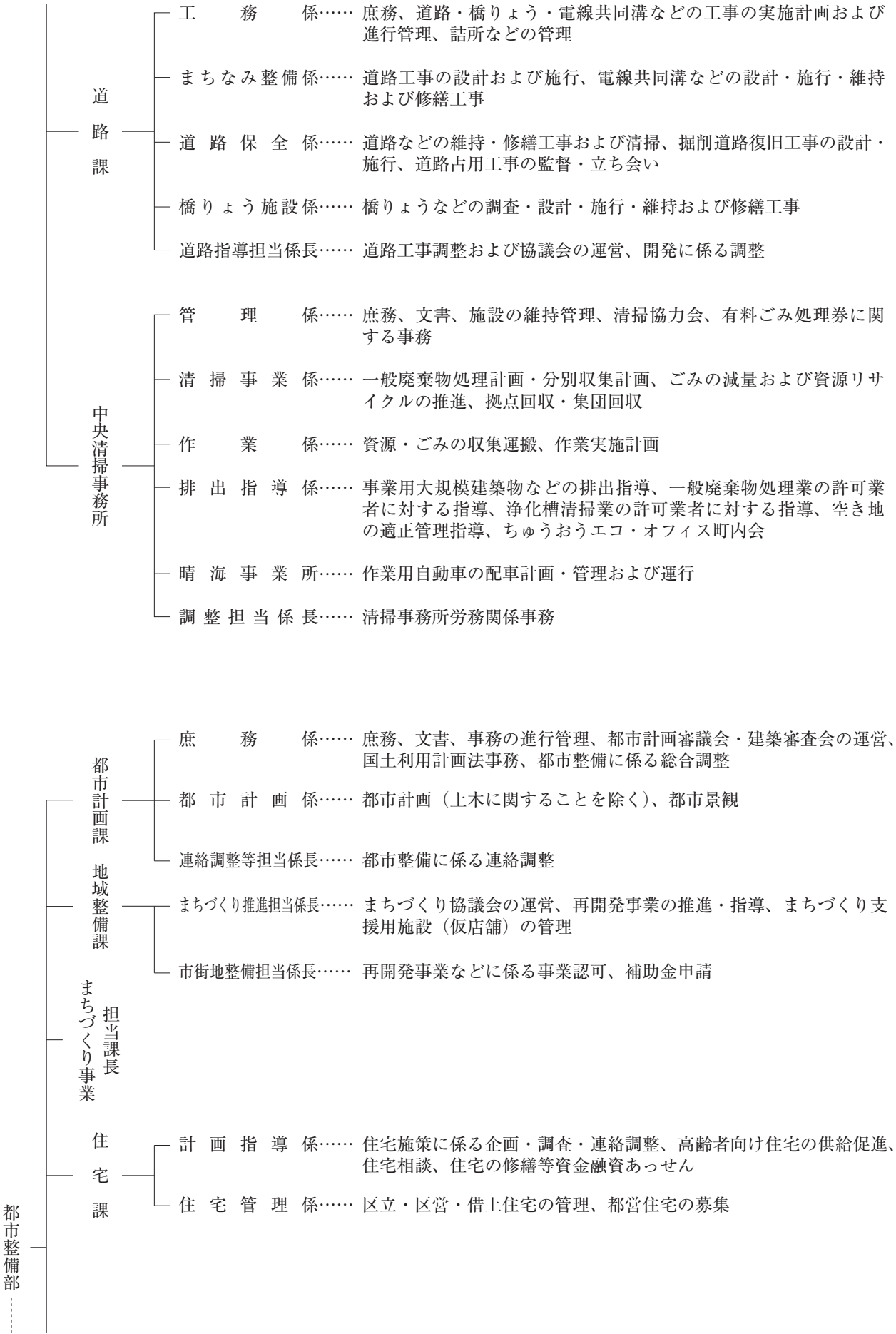


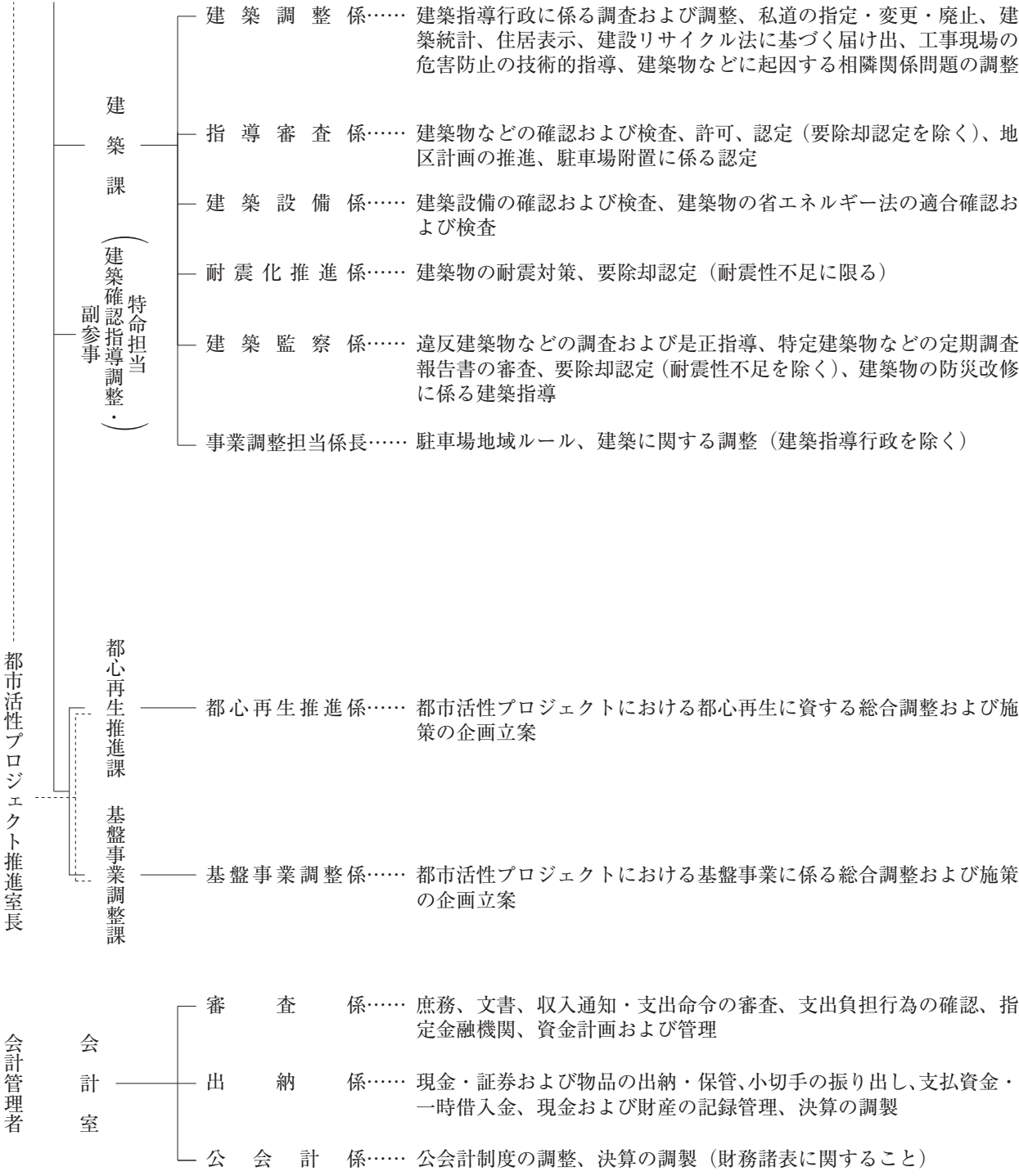












選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙事務の公正中立な執行を確保し、能率的な事務処理を図り、かつ、区民に対する日常的な啓発活動を行うために、長から独立して、法令の定めるところにより選挙事務を管理・執行する機関である。委員は、「地方自治法」の規定により区議会において選挙された4人で組織され、任期は4年である。また、委員の選挙と同時に選挙された同数の補充員は、委員に欠員が生じた場合にあらかじめ定められた順序に従い委員として補欠される。

選挙管理委員

職 名	氏 名	就 任
委員長	山 内 栄一郎	令和4年10月5日
委 員	渡 辺 秀 次	〃
〃	青 木 眞知子	〃
〃	長 崎 良 雄	〃
補充員	角 山 良 敬	〃
〃	海 上 清	〃
〃	大 作 元 夫	〃
〃	塚 田 久 光	〃

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会の補助機関として、事務局が設置されている。事務局には、委員長の任命する事務局長以下8人の職員が配置され、選挙人名簿の調製、選挙啓発、各種選挙の計画・管理ならびに執行に関すること、「地方自治法」に基づく直接請求などの署名の審査、検察審査員・裁判員候補者予定者の選定、その他委員会の庶務事務を処理している。

選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙管理委員会が調製・保管している公簿である。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づいて、選挙管理委員会が登録資格を調査して職権で行う。

選挙人名簿の登録には、定時登録、選挙時登録および補正登録の3種類がある。

・定時登録

毎年3月、6月、9月および12月の1日現在において、登録資格を有する者を登録する。

・選挙時登録

選挙を行う場合において、選挙の公（告）示直前に登録する。

・補正登録

定時登録および選挙時登録をした後、登録資格を有する者で、かつ、引き続きその資格を有する者が名簿に登録されていないことを知った場合に登録する。

在外選挙人名簿

在外選挙人名簿の登録は、出国前に国外への転出届を提出する際に区市町村の選挙管理委員会で行う出国時申請、

または出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）で行う在外公館申請により行う。

なお、出国時申請は国内の最終住所地の区市町村の選挙人名簿に登録されている者のみ行うことができる。

明るい選挙推進協議会

民間のボランティア団体で、区民の自主的な明るく正しい選挙の推進に協力し、選挙の明朗化を図ることを目的として活動している。会長以下13人の委員で構成され、任期は2年である。

主な事業は、明るく正しい選挙の推進に関する調査・研究、資料の収集・配布および関係団体機関との連絡などである。また、明るい選挙推進委員と話しあい指導員を置いている（明るい選挙推進協議会委員一覧は403頁参照）。

投票区別選挙人名簿登録人員

（令和7年7月2日現在）

投票区	投 票 所 名	計	男	女
中 央 区	総 計	149,698人	70,627人	79,071人
京 橋 地 域	合 計	35,864	16,641	19,223
1	京 橋 プ ラ ザ	4,529	2,047	2,482
2	銀 座 中 学 校	762	400	362
3	京橋築地小学校	7,867	3,537	4,330
4	明 石 小 学 校	6,296	2,767	3,529
5	中 央 小 学 校	5,158	2,446	2,712
6	京 華 ス ク エ ア	3,367	1,625	1,742
7	明 正 小 学 校	7,885	3,819	4,066
日 本 橋 地 域	合 計	46,498	21,959	24,539
8	常 盤 小 学 校	622	296	326
9	十 思 ス ク エ ア	9,501	4,653	4,848
10	日 本 橋 小 学 校	6,999	3,258	3,741
11	有 馬 小 学 校	15,468	7,121	8,347
12	日 本 橋 中 学 校	11,865	5,567	6,298
13	阪 本 小 学 校	2,043	1,064	979
月 島 地 域	合 計	67,336	32,027	35,309
14	佃 島 小 学 校	11,997	5,514	6,483
15	月 島 幼 稚 園	7,247	3,368	3,879
16	月島特別出張所	6,448	3,071	3,377
17	月島第二小学校	9,470	4,445	5,025
18	豊 海 小 学 校	11,106	5,312	5,794
19	晴 海 区 民 館	7,588	3,590	3,998
20	晴海特別出張所	7,160	3,575	3,585
21	晴海西小・中学校	6,320	3,152	3,168

◎投票所名は令和7年7月執行の参議院議員選挙の実績によるものである。

在外選挙人名簿登録人員

（令和7年7月2日現在）

項 目	計	男	女
登 録 者 数 合 計	545人	257人	288人
最 終 住 所 地 登 録 者	447	218	229
本 籍 地 登 録 者	98	39	59

各選挙投票状況

衆議院議員選挙（小選挙区）

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成24. 12. 16	106,308人	49,854	56,454	67,615人	32,102	35,513	63.60%	64.39	62.91
26. 12. 14	113,207	53,178	60,029	62,721	30,271	32,450	55.40	56.92	54.06
29. 10. 22	126,548	59,534	67,014	71,233	34,070	37,163	56.29	57.23	55.46
令和 3. 10. 31	138,551	65,078	73,473	80,988	38,337	42,651	58.45	58.91	58.05
6. 10. 27	146,595	69,035	77,560	84,944	40,623	44,321	57.94	58.84	57.14

参議院議員選挙（選挙区）

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成25. 7. 21	108,067人	50,702	57,365	59,157人	28,322	30,835	54.74%	55.86	53.75
28. 7. 10	119,662	56,246	63,416	70,377	33,417	36,960	58.81	59.41	58.28
令和元. 7. 21	133,164	62,448	70,716	67,954	32,612	35,342	51.03	52.22	49.98
4. 7. 10	138,866	65,085	73,781	82,059	38,396	43,663	59.09	58.99	59.18
7. 7. 20	148,877	70,147	78,730	95,198	45,386	49,812	63.94	64.70	63.27

都議会議員選挙

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成21. 7. 12	95,599人	45,096	50,503	51,238人	24,314	26,924	53.60%	53.92	53.31
25. 6. 23	105,248	49,243	56,005	42,948	20,157	22,791	40.81	40.93	40.69
29. 7. 2	122,516	57,481	65,035	62,164	29,442	32,722	50.74	51.22	50.31
令和 3. 7. 4	135,196	63,362	71,834	52,980	25,133	27,847	39.19	39.67	38.77
7. 6. 22	143,726	67,476	76,250	65,351	30,669	34,682	45.47	45.45	45.48

都知事選挙

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成24. 12. 16	104,785人	49,065	55,720	67,235人	31,875	35,360	64.16%	64.96	63.46
26. 2. 9	107,623	50,414	57,209	55,405	26,173	29,232	51.48	51.92	51.10
28. 7. 31	118,540	55,578	62,962	75,243	34,460	40,783	63.47	62.00	64.77
令和 2. 7. 5	134,205	62,815	71,390	77,883	35,559	42,324	58.03	56.61	59.29
6. 7. 7	141,156	66,290	74,866	91,255	42,743	48,512	64.65	64.48	64.80

区議会議員選挙

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成19. 4. 22	85,971人	40,367	45,604	40,164人	18,168	21,996	46.72%	45.01	48.23
23. 4. 24	97,887	45,856	52,031	44,629	20,666	23,963	45.59	45.07	46.06
27. 4. 26	110,176	51,522	58,654	50,288	23,183	27,105	45.64	45.00	46.21
31. 4. 21	128,000	59,857	68,143	56,379	26,103	30,276	44.05	43.61	44.43
令和 5. 4. 23	135,190	63,118	72,072	56,996	26,119	30,877	42.16	41.38	42.84

区長選挙

執行 年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
平成19. 4. 22	85,971人	40,367	45,604	40,152人	18,164	21,988	46.70%	45.00	48.22
23. 4. 24	97,887	45,856	52,031	44,629	20,664	23,965	45.59	45.06	46.06
27. 4. 26	110,176	51,522	58,654	50,288	23,181	27,107	45.64	44.99	46.22
31. 4. 21	128,000	59,857	68,143	56,365	26,100	30,265	44.04	43.60	44.41
令和 5. 4. 23	135,190	63,118	72,072	無投票選挙					

行政

東京都における直接請求審査事務

請求名称	請求代表者氏名	署名簿 受理年月日	中央区				東京都		
			簿冊数	署名総数	有効数	無効数	署名総数	有効数	無効数
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止請求（公安条例廃止請求）	海野 晋吉 外 7 人	昭和 26. 11. 20	冊 ※	人 ※	※	※	人 119,249	92,210 (77.33%)	27,039 (22.67%)
日当たり等快適な住環境の確保に関する条例制定請求	柏木 暁 外 2 人	48. 5. 13	50	1,398	1,154 (82.55%)	244 (17.45%)	211,408	177,534 (83.98%)	33,874 (16.02%)
東京都環境影響評価に関する条例制定請求	銀林 浩 外 7 人	55. 5. 7	396	2,892	2,536 (87.69%)	356 (12.31%)	366,353	322,333 (87.98%)	44,020 (12.02%)
東京都私立学校教育条例制定請求	石川 ひで 外 5 人	56. 12. 10	888	14,118	9,703 (68.73%)	4,415 (31.27%)	1,718,866	1,279,187 (74.42%)	439,679 (25.58%)
東京都公立小中学校の40人学級編制実施計画における格差の是正を求める事務監査請求	伊藤 説翁 外 7 人	62. 12. 1	529	8,428	6,349 (75.33%)	2,079 (24.67%)	1,444,903	1,196,076 (82.78%)	248,827 (17.22%)
東京都の公・私立小・中・高等学校の40人学級編制の実施と障害児諸学校の学級編制基準の是正及び私立学校への特別助成を求める条例制定請求	伊藤 説翁 外 6 人	63. 12. 10	708	9,423	6,786 (72.02%)	2,637 (27.98%)	1,782,389	1,371,944 (76.97%)	410,445 (23.03%)
東京都食品等の安全性の確保に関する条例制定請求	神山美智子 外 7 人	平成 元. 8. 8	138	1,272	972 (76.42%)	300 (23.58%)	554,848	486,482 (87.68%)	68,366 (12.32%)
東京電力管内の原子力発電所の稼働に関する東京都民投票条例制定請求	宮臺 眞司 外31人	24. 4. 3	203	893	839 (93.95%)	54 (6.05%)	346,930	323,076 (93.12%)	23,854 (6.88%)

◎※は不明分

監査委員

監査委員は、「地方自治法」の規定により設置される独立制の執行機関で、区長が区議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（識見委員）および区議会議員のうちから選任することとなっている。識見委員は2人でその任期は4年、議員のうちから選任される委員は1人でその任期は議員の任期とされている。また、監査委員に関する庶務を処理するため、識見委員のうちから代表監査委員を選任することとなっている。

監査委員の職務は、区の財務に関する事務などの執行についての監査、財政援助団体などに対する監査、会計室の現金出納の検査、区各会計決算の審査などを実施し、その結果を議会および区長ならびに関係機関に提出・公表することである。

監査委員

区 分	氏 名	就 任
※識見委員	守 本 利 雄	令和5年12月1日
識見委員	窪 木 登志子	令和7年4月1日
議選委員	墨 谷 浩 一	令和5年6月1日

※は代表監査委員

監査事務局

監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査・出納検査・決算等審査などの実施に関すること、その他監査委員に関する庶務事務を処理している。

令和6年度監査・検査・審査など実施状況

種 別	対 象	期 間	実施日数
定 例 監 査	1 本庁舎などの行政機関 企画部（5課）、総務部（5課1室）、区民部（5課3所）、福祉保健部（10課6所）、環境土木部（5課1所）、都市整備部（6課）、会計室、教育委員会事務局（4課1室） 選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、教育センター	令和6年4月12日から 令和7年2月17日まで	監査委員 20日
	2 その他個別に監査を実施した施設など 児童館（1館）、中央清掃事務所晴海事業所 工事現場（3か所）、小学校（8校）、中学校（2校） 幼稚園（6園）、男女平等センター「ブーケ21」		事務局 36日
財 政 援 助 団 体 等 監 査	公益社団法人中央区シルバー人材センター 公益財団法人中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」 富士屋ホテル株式会社（区民健康村「ヴィラ本栖」） タフカ・日本メックス共同事業体（浜町集会所施設「浜町メモリアル」） 晴海コミュニティリード共同事業体（晴海地域交流センター「はるみらい」） 株式会社パシフィックアートセンター（日本橋公会堂） 株式会社ベネッセスタイルケア（八丁堀保育園） 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 （知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」） アクティオ株式会社（敬老館「いきいき館〔3館〕」） 公益社団法人中央区医師会（介護老人保健施設「リハポート明石」）	令和6年8月19日から 令和7年2月17日まで	監査委員 3日 事務局 10日
例月出納検査	会計管理者の権限に属する現金の出納	毎月1回	12日
決 算 審 査	令和5年度中央区各会計歳入歳出決算	令和6年7月31日から 8月30日まで	22日
基 金 運 用 状 況 審 査	令和5年度中央区公共料金支払基金運用状況	令和6年7月31日から 8月30日まで	22日
健全化判断 比率等審査	令和5年度中央区健全化判断比率など	令和6年8月16日から 30日まで	11日
協 議 会	1 中央区監査委員協議会 2 特別区監査委員協議会第一ブロック会 3 特別区監査委員協議会	随 時	32日

附属機関

「地方自治法」第138条の4第3項の規定に基づき法律または条例により、審査、諮問または調査のため、次の審査会・審議会その他の附属機関を置いている。

特別職報酬等審議会	
いじめ問題再調査委員会	
行政不服審査会	
情報公開・個人情報保護審議会	(408頁参照)
情報公開・個人情報保護審査会	(408頁参照)
男女平等共同参画推進会議	(408頁参照)
防災会議	(409頁参照)
国民保護協議会	(409頁参照)
青少年問題協議会	(410頁参照)
スポーツ推進審議会	(411頁参照)
民生委員推薦会	(412頁参照)
子ども・子育て会議	(411頁参照)
障害者介護給付費等の支給に関する審査会	(412頁参照)
国民健康保険運営協議会	(412頁参照)
介護認定審査会	(412頁参照)
保健所運営協議会	(413頁参照)
公害健康被害認定審査会	(411頁参照)
公害健康被害補償診療報酬等審査会	(411頁参照)
大気汚染障害者認定審査会	(411頁参照)
感染症の診査に関する協議会	(414頁参照)
建築審査会	(414頁参照)

都市計画審議会	(414頁参照)
文化財保護審議会	(414頁参照)
いじめ問題対策委員会	(414頁参照)

特別職報酬等審議会

中央区内の公共的団体などの代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織し、区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料の額、区議会における会派または議員に対する政務活動費の額についての審議を行う。なお、委員の任期は2年である（委員一覧は408頁参照）。

いじめ問題再調査委員会

区長が委嘱する委員6人以内をもって組織し、「いじめ防止対策推進法」に基づき、教育委員会が実施する重大事態などの調査結果について報告を受け、当該報告の重大事態への対処および同種の事態の発生防止を図るために必要があると認めるときは、再調査を行う。なお、委員の任期は2年である（委員一覧は408頁参照）。

行政不服審査会

学識経験者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもって組織し、「行政不服審査法」に基づき、審理員意見書の内容の適正性および妥当性について審査を行う。なお、委員の任期は2年である（委員一覧は408頁参照）。

総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、執行に当たするため、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重

点的に講ずべき施策および児童・生徒などの生命・身体 の保護など緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を 行う。

平和事業の推進

平和は、人類繁栄の礎である。区民生活に平和の理念を生かし、世界の恒久平和に貢献するため、昭和63年、区議会の議決を経て、区の誕生日である3月15日に、中央区が平和都市であることを宣言した。

この宣言の趣旨に基づき、次の平和事業を実施している。

平和の都市の楽しい集い

平和の大切さを区民に訴えるため、中央区平和都市宣言を行った日である3月15日に毎年コンサートを実施している。

第37回平和の都市の楽しい集い実施状況

- 1 概 要
- 平和祈念コンサート
「みんなで楽しむ ジブリの音楽」
出演者 木村弓、本名陽子、米良美一、N響団友ポッ
プスオーケストラ
- 2 開催日 令和7年3月15日（土）
- 3 会 場 銀座プロッサム（中央会館）ホール
- 4 入場料 2,000円（平成11年度から有料化し、中央区

平和基金へ積み立て)

5 前売入場券販売数 874枚

6 当日来場者数 836人

中央区平和展

中央区の空襲被害、戦中・戦後の区民の生活や子どもの様子など、当時を物語る写真や戦災資料を公開展示する平和展を実施している。

令和7年度は、戦後80年の節目となることから、開催時期を例年の3月から「終戦の日」がある8月へと変更するとともに、「本の森ちゅうおう」にて、戦後80年平和祈念展示を行う。

中央区立小・中学校巡回平和展

次代を担う児童・生徒に戦争の悲惨さ、平和の大切さを

考えてもらうきっかけづくりとするため、区立小・中学校を巡回する平和展を実施している。

中央区平和祈念バーチャルミュージアム

中央区平和都市宣言20周年を記念して、日ごろから平和について考えるきっかけの場を提供するため、戦災に関する写真や資料を公開するホームページを平成20年3月から開設している。

中央区平和基金

平和の維持発展に資する事業や、国際的な交流事業・都市交流推進事業などの経費に充てるため、平成11年度から中央区平和基金を設置している。

区政の企画・調整

近年の著しい人口の増加や生活様式、価値観の多様化などに伴い、行政需要は質・量ともに変化し、複雑多岐にわたってきている。

区民ニーズを的確に把握し、時代の要請に迅速に応えられる区政を実現するために、各種施策の計画性を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を目指して全庁的な総合調整を行っている。

庁議・調整会議など

区政における重要な政策の審議・形成および部局間の調整などを図るため、「中央区庁議等に関する規則」に基づき庁議および調整会議を、「中央区政策調整会議設置要綱」に基づき政策調整会議を設置している。

庁議

1 目的

区行政運営の最高方針、重要施策および重要事業計画などの審議・策定を行うとともに、各部門相互の総合調整を行うことを目的とし、区長の補佐機能を有する。

2 構成

区長、副区長、教育長、各部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長および区長の指定する職にある担当部長、参事をもって構成する。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、総務課長および職員課長は、幹事として参画する。

3 付議事案

- 区行政運営の基本方針
- 重要施策および重要事業計画の策定
- 予算編成方針および予算案
- 組織、人事、財政など区行政運営の基幹となる制度の改廃
- 区行政運営上の重要な総合調整

○区または区民に重大な影響を及ぼす事項

○重要な事務事業の執行状況の報告

○その他

4 開催回数

月2回とし、さらに必要に応じ臨時に開催する。

調整会議

1 目的

庁議から付託された事項などについて調査・検討を行う他、連絡調整を要する事項について協議することを目的とし、庁議の補佐機能を持つ。

2 構成

企画部長、部（担当部を含む）および教育委員会事務局の庶務主管課長、財政課長、広報課長、秘書室長、職員課長および会計管理者をもって構成する。

3 開催日

毎月第1木曜日（祝日・休日に当たるときはその翌日）を定例日とし、さらに必要に応じ随時開催する。

政策調整会議

1 目的

区行政運営における政策形成を行う上で、政策決定に向けた各部局間の十分な協議および調整を図ることを目的とする。

2 構成

副区長、教育長、各部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長および区議会会議局局長をもって構成する。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、総務課長および職員課長は、幹事として参画する。

3 開催日

必要の都度、随時開催する。

子育て支援対策本部

保育所待機児童および学童クラブ待機児童を解消する緊急対策はもとより、さらなるサービスの充実や環境整備などの総合的な子育て支援策を全庁挙げて積極的に展開し、安心して子どもを産み、育てることができる中央区を実現する。

・設置年月日 平成21年8月1日

構 成

区長を本部長、副区長および教育長を副本部長、各部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長および関係課長を本部員とする。

幹事会

本部の下に、幹事会を設け、本部から付託された事項の調査、検討などを行う。

所掌事項

- 1 保育所待機児童を解消するための緊急対策に関すること
- 2 学童クラブ待機児童を解消するための緊急対策に関すること
- 3 子育て支援サービスの充実に関すること
- 4 その他、本部長が必要と認めること

都区制度（都区のあり方検討）

平成12年の都区制度改革により、特別区と都の役割分担および財源配分の原則が「地方自治法」に規定され、特別区は住民に身近な基礎自治体として自主性・自律性を発揮しながら、より一層、区民福祉の向上を目指す区政運営を展開している。

しかし、「地方自治法」の原則にのっとりた役割分担の明確化と、役割分担に基づく安定的な財源配分の確立という根本課題は積み残しのままとなっている。課題の決着に向け、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度など、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、平成18年11月の都区協議会で都区のあり方検討委員会が設置され、平成19年1月より検討が続けられている。

これまで、主に都区の事務配分について検討が行われ、都の実施する444項目の事務のうち53項目を区へ移管するなど、検討の方向付けが終了している。

計 画

活力ある地域社会の発展を目指していくため、長期的、総合的な展望のもとに、区政推進の指針として、基本構想

地方分権

平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」により、機関委任事務制度の廃止や国・都道府県・区市町村の関係についての新たなルールの設定など制度的な変更があった他、国または都道府県から区市町村への事務・権限の移譲などが行われた。

その後、地方分権の大きな課題となっていた税財政制度について、国は、国庫補助負担金、地方交付税制度および税源移譲を柱とする「三位一体の改革」を実施した。しかしながら、国庫補助金4兆円規模の削減と約3兆円の税源移譲が実現したものの、補助金改革においては、国庫負担率の引き下げが大半を占め、補助金の廃止により国の関与をなくし地方の自主性を拡大するという改革本来の理念や趣旨からみて不十分な結果となった。

平成19年4月に新たな「地方分権改革推進法」が施行され、同法に基づき設置された地方分権改革推進委員会において、国と地方との役割分担の見直しなどの検討が行われ、平成21年12月には「地方分権改革推進計画」が策定された。この計画に基づき平成23年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第一次一括法）、「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立するとともに、その後も、基礎自治体への権限移譲や、義務付け・枠付けのさらなる見直しなどを行う「一括法」が相次いで成立し、地域の自主性および自立性を高めるための改革が進められた。

平成26年からは、個々の地方公共団体から全国的な制度改革の提案を広く募る提案募集方式が導入され、加えて、地域社会の多様性を重視し個々の地方公共団体の発意による選択的権限移譲の提案が可能となり、地方分権改革は新たな局面を迎えた。

提案募集方式による地方公共団体からの提案および国の対応方針を踏まえ、平成27年の第五次から令和6年の第十四次にわたる「地方分権一括法」が成立し、地方公共団体への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しが進められている。

区においては、地方公共団体の意向を反映した分権改革のさらなる推進のため、特別区長会や全国市長会などを通じ、引き続き国に強く働きかけていく。

および基本計画を策定し、計画的な行政運営を図っている。さらに、予算の大事業と連動させた行政評価制度を基本計画の進行管理に活用している。

基本構想・基本計画の策定

区では、長期に及ぶ定住人口の減少が続いていた平成10年に策定した前基本構想のもと、「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめとした総合的な取り組みを展開してきた。その努力が花開き、平成10年に7万人台だった定住人口は平成29年1月に55年ぶりに15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も平成28年には2,000人を上回るなど、区はまさに活力を取り戻した。

一方、急激な定住人口の増加に伴う子育て、教育、高齢者福祉などの行政需要の拡大や東京2020大会後を見据えたまちづくりなど、区は新たな課題に直面することとなった。

こうした状況を踏まえた上で、来るべき時代に都心中央区がさらなる飛躍を遂げるべく、「中央区基本構想審議会」（平成28年2月設置）の答申および区議会の議決（平成29年6月）を経て、平成29年6月に「中央区基本構想」を策定した。その後、この基本構想に基づき、平成30年2月に「中央区基本計画2018」を策定し、各種施策を計画的に実施してきた。「中央区基本計画2018」の策定以降も、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、デジタル化の進展や気候変動に関する世界的な動きなど、人々の暮らしを巡る環境は劇的に変化しており、さらに、区内でも築地や晴海のまちづくり、首都高速道路日本橋区間の地下化、東京高速道路（KK線）の再生など、将来の本区を形づくる都市基盤整備がより具体的な段階へ進んでいる。

このような区を取り巻く社会状況の変化などを踏まえ、目指すべき将来像の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に展開するため、令和5年2月、「中央区基本計画2023」を策定した。

1 中央区基本構想

「中央区基本構想」は、区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至る道筋を示している。また、区に住み・働き・訪れる全ての人々や団体が連携し、総力を挙げて取り組んでいく、区と区民とのまちづくりの憲章でもあり、今後の区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものである。

この基本構想を貫く理念として、区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することを掲げている。

○将来像

「輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち」

○将来像の実現に向けた基本的な方向性

- ・「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- ・歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- ・誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- ・未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- ・多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

2 中央区基本計画

「中央区基本計画2023」は、「中央区基本構想」で掲げた20年後の区の将来像の実現に向け、今後10年間を見据えた長期総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく地方版総合戦略として位置付けるとともに、以下の性格を持つ。

- ①重点的・効率的な区政運営の指針であるとともに、各個別分野の計画の基本となるもの
- ②区と区民などとのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や都をはじめ関連団体が区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すもの

○中央区セントラルパーク構想

「中央区基本計画2023」では、「中央区セントラルパーク構想」の下、東京の中心（セントラル）に位置し、歴史的にも日本の経済・文化の要となってきた本区が、さらに魅力を高め続けられるよう、まちもつながる、ひともつながる施策を展開している。

「中央区セントラルパーク構想」は、区を取り巻く社会状況などの変化を踏まえて設定された以下の四つのリーディングプロジェクトで構成され、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて政策横断的に取り組んでいく。

- ①ゼロカーボンシティプロジェクト
- ②水とみどりプロジェクト
- ③コミュニティ活性化プロジェクト
- ④経済活性化・文化振興プロジェクト

各プロジェクトには達成度の目安となる指標（KPI）を設定し、行政評価を通じた進捗管理を行っている。

行政評価

多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供、成果重視型の行政運営と区民に対する説明責任の履行を目指して、公会計制度を活用した行政評価を実施している。

評価結果は、区役所などで一般の閲覧に供する他、区のホームページで公表している。

築地まちづくり対策

築地市場は平成30年10月6日に営業を終了した後、10日に閉場し、83年の歴史に幕を閉じた。そして、同月翌11日には豊洲市場が開場、同年11月4日には臨海部と都心部を結ぶ豊洲～築地間の環状第2号線が暫定開通した。

市場移転後の築地のまちづくりについては、都が設置した「築地再開発検討会議」（同会議には区もオブザーバーとして参加）において、平成30年5月にまちづくりに係る大きな視点を取りまとめられた。平成31年3月には、都において、「築地まちづくり方針」が策定され、築地再開発の将来像や整備の進め方などが示された。区は、同方針の策定に当たり「築地まちづくり検討委員会」に委員として参加するとともに、方針の素案公表後には、迅速なまちづくりの推進や築地場外市場に対する配慮などについて都知事宛て要望書を提出した。

令和2年9月、都は、東京2020大会の延期による状況の変化を踏まえ、先行整備と本格整備の事業者を一体的に募集する方向で、事業の実施方針を令和3年度中に公表でき

るよう検討していくことを発表した。

これを受け区は、地元関係者と調整を図り、東京をけん引する交通結節機能の整備や周辺地域との調和のとれたまちづくりなど、実施方針の検討に当たって考慮すべき内容を整理し、令和3年5月および10月に都知事宛て要望書を提出した。

都は、令和4年3月に広域交通結節点や歩行者ネットワークの形成、にぎわいの先行的な創出などを含む、地元関係者にも配慮された「築地地区まちづくり事業 事業実施方針」を公表した。同年11月には、この実施方針を踏まえた「築地地区まちづくり事業 事業者募集要項」が公表され、令和6年4月に事業予定者が決定した。事業予定者決定を受け区は、同月、事業予定者宛て築地市場跡地開発に関連する要望書を提出した。令和7年3月に、都は事業者及び事業者構成員との間で基本協定を締結した。

今後とも食文化の拠点としてのにぎわいを確実に引き継いでいくという基本認識のもと、区としては、築地地区全体が我が国を代表する食文化と観光の拠点として一層発展し続けられるよう、関係者とともに総力を挙げて取り組んでいく。

公共施設マネジメント

区では、1980年代後半から1990年代前半に建築された公共施設が多く、今後、老朽化対策に要する経費の増加が見込まれる。

こうした状況を踏まえ、中長期的な財政負担の平準化を図るため、各施設の点検や老朽化の状況の他、運営や稼働

率などの施設情報を一元管理することができる「公共施設マネジメントシステム」を活用し、今後の人口動向や行政需要を見据えた計画的な施設整備や老朽化対策、さらに効率的な施設運営方法などのマネジメントを行い、経営戦略的視点から公共施設の総合的な管理・活用を推進している。

施設整備

区有施設は、安全でより良いサービスが提供できることを第一に考え、ニーズに即した機能の更新、ユニバーサルデザインおよび環境などに配慮した設計の上、工事を行っている。

1 設 計

- (1) 佃区民館・中央区休日応急診療所大規模改修工事実施設計業務委託

施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、基本設計に続き、実施設計を行った。

また、仮設建築物の設計も併せて行った。

＜設計概要＞

所 在 地 佃2-17-8

設 計 内 容 実施設計、仮設建築物設計

設計委託費 36,592,000円

- (2) 日本橋中学校改築および千代田公園整備工事設計業務委託

生徒数の増加が見込まれている日本橋中学校の改築と、隣接する千代田公園の魅力向上のための整備に向けた設計を行った。

＜設計概要＞

所 在 地 東日本橋1-10

設 計 内 容 基本設計、実施設計

設計委託費 567,705,600円

- (3) 晴海西小学校第二校舎建設工事設計業務委託

晴海地区の人口増加に伴う児童数の増加に対応するため、晴海西小学校の第二校舎の設計を行っている。

＜設計概要＞

所在地 晴海4-8の一部

設計内容 基本設計、実施設計

設計委託費 387,383,700円

- (4) 築地児童館・築地住宅大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。

＜設計概要＞

所在地 築地7-9-17

設計内容 劣化診断、基本設計、実施設計

設計委託費 24,891,900円

- (5) 総合スポーツセンター大規模改修工事実施設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。

＜設計概要＞

所在地 日本橋浜町2-59-1

設計内容 実施設計

設計委託費 81,730,000円

- (6) 中央清掃事務所大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行っている。

＜設計概要＞

所在地 京橋1-19-6

設計内容 基本設計、実施設計

設計委託費 31,130,000円

- (7) 久松町区民館・日本橋休日応急診療所大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行っている。

＜設計概要＞

所在地 日本橋久松町1-2

設計内容 基本設計、実施設計

設計委託費 33,199,100円

2 建設工事

- (1) 八丁堀区民館等複合施設改築工事
施設の老朽化および八丁堀周辺の区有施設の再編に伴い、改築工事を行っている。

＜工事概要＞

所在地 八丁堀4-13-12

施設規模 鉄骨造 地上8階建

延べ面積 約995㎡

用途 事務所（区民館）、職員住宅、防災備蓄倉庫

工事費など 設計委託・工事監理委託費
163,210,300円

工事費

878,900,000円

工期 令和6年7月2日～

令和9年1月29日（予定）

3 改修工事

- (1) 日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。

＜改修概要＞

所在地 日本橋蛸殻町1-31-1

改修工事面積 約10,358㎡

用途 特別出張所、公会堂、集会施設
一時預かり保育室など

工事費など 設計委託・工事監理委託費
255,466,200円

工事費

6,616,529,700円

工期 令和5年6月30日～

令和8年2月27日（予定）

- (2) 銀座中学校大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。

＜工事概要＞

所在地 銀座8-19-15

改修工事面積 約10,969㎡

用途 中学校

工事費など 設計委託・工事監理委託費
179,032,700円

工事費

4,213,154,000円

工期 令和6年3月28日～

令和8年9月30日（予定）

- (3) 久松小学校等大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。

＜改修概要＞

所在地 日本橋久松町7-2

改修工事面積 約10,795㎡

用途 小学校

工事費など 設計委託・工事監理委託費
229,625,000円

工事費

3,955,600,000円

工期 令和6年7月2日～

令和8年12月28日（予定）

- (4) 日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。

＜工事概要＞

所在地 日本橋堀留町1-1-1

改修工事面積 約9,995㎡

用途 保健センター、保育園、高齢者住宅

他
工 事 費 等 設計委託・工事監理委託費
223,386,350円
工事費
4,006,420,000円
工 期 令和6年7月2日～
令和9年1月18日（予定）
(5) 令和6年度の改修工事（大規模改修工事は除く）は、
契約件数79件、契約金額2,405,280,900円である。

令和6年度所管別改修工事概要		
施設の区分	契約件数	契約金額
合 計	79件	2,405,280,900円
企画部所管の施設	6	9,735,000
総務部所管の施設	8	172,878,200
区民部所管の施設	10	131,397,772
福祉保健部所管の施設	18	386,417,328
環境土木部所管の施設	8	262,713,000
都市整備部所管の施設	10	656,978,300
小・中学校、幼稚園施設	19	785,161,300
議会局所管の施設	0	0

（複数の施設区分に関する契約は、区分ごとに契約件数を計上）

4 保 全
公共施設の重要機器部材の更新時期などの整理を行い、
区施設の健全な維持管理ができるよう、情報の整理を
行っている。

広報・広聴

広報紙やホームページ、SNSなどのさまざまな情報発信手段を活用しながら、区の施設や取り組みについて区民に分かりやすく提供し、区政への理解・参画の推進を図っている。また、各種広聴手段により、区民の意見・要望などを把握し、区政に反映させている。

広 報

「区のおしらせ ちゅうおう」の発行
区民への定期的刊行物として昭和28年4月の創刊以来、区民と区政を結ぶパイプ役として「親しみやすく、読みやすい、区民に信頼される広報紙」を目指し、編集に当たっている。大きさはタブロイド判で、写真の有効活用や、文字を大きくするなど、分かりやすい広報紙づくりに努めている。
令和6年10月から、区が発信している情報をこれまで以上に区民に伝えることができるよう、「手に取ってもらう」、「伝わる」ことを意識した紙面にリニューアルするとともに、発行回数や配布方法を変更した。
1 発行日および発行回数
毎月1日、15日の月2回
2 発行部数
令和7年8月1日号 51,606部

3 配布方法
新聞折り込み
この他、区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、一部百貨店、ファミリーマート（一部店舗を除く）、都営地下鉄の駅（10駅）、東京メトロの駅（13駅）、JRの駅（2駅）、文化堂で配布している。
また、新聞を定期購読していないなど広報紙が届かない区内在住者で、配布を希望する方に個別配送を行っている。
声の広報・点字広報の発行
視覚障害者に対する広報媒体の充実を図るため、昭和58年度から広報紙の内容を一部抜粋し、録音した「声の広報」および点字版にした「点字広報」を発行している。
対 象 区内在住・在勤で視覚障害のある希望者（身体障害者手帳1～6級所持者）
ラジオ広報
地域密着型FM放送局である中央エフエム（FM84.0MHz）を媒体として、区の広報番組を制作・放送している。
また、中央エフエムは災害時の緊急放送媒体としても活用している。

1 通常番組「中央区からのお知らせ」(10分番組)
 広報紙「区のお知らせ ちゅうおう」の掲載記事(行政サービスや区の催し物など)の一部を抜粋してお知らせしている。

〔放送日時〕

・毎週月曜日～金曜日

午前10時30分～10時40分、午後3時～3時10分、午後9時30分～9時40分

◎番組内容は毎日変更

2 企画番組「ウィークリー声の架け橋」(20分番組)

区のイベントや老舗、アンテナショップへの取材、区内で活動するサークルメンバーへのインタビューなどを通じて、区民や来街者の声を伝える番組を放送している。

〔放送日時〕

・毎週月～金曜日

午前10時40分～11時、午後3時10分～3時30分、午後9時40分～10時

・土・日曜日

午前10時～10時20分、午後3時～3時20分、午後9時40分～10時

◎番組内容は毎週水曜日更新

テレビ広報「こんにちは 中央区です」

広報活動を視覚的に展開し、即時性のある情報を提供するとともに、良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的に、テレビ広報番組を制作、放送している。

令和6年度から、定例番組の放送時間や更新頻度などを見直した。

1 番組内容

(1) 定例番組(10分番組)

区のイベントや区内の行事の様子、文化・歴史・スポーツ・福祉などの分野における区民の活動などを紹介する番組

放送曜日 日曜日～金曜日(毎月第1・3水曜日内容更新)

(2) 企画番組(15分番組)

区内の伝統的なお祭りや文化財、歴史、区政の振り返りなど、一つのテーマを詳しく紹介する特集番組

放送曜日 毎週土曜日(毎月第1土曜日内容更新)

2 放送チャンネルおよび放送時間

(1) 東京ベイネットワーク(株)のケーブルテレビ

111チャンネル

・定例番組 午前9時～9時10分、午後7時30分～7時40分

・企画番組 午前9時～9時15分、午後7時30分～7時45分

(2) 東京ケーブルネットワーク(株)のケーブルテレビ

111チャンネル

・定例番組 午前9時30分～9時40分、午後7時30分～7時40分

・企画番組 午前9時30分～9時45分、午後7時30分～7時45分

中央区ホームページの運用

区の概要、行事、各種手続きや毎号の広報紙などの行政情報を「中央区ホームページ」で発信している。令和5年2月には、スマートフォンなどでの操作性の向上や、区民などの情報収集に係る利便性の向上を図ることを目的として、「誰もが見やすく、使いやすく、わかりやすく、必要とする情報にたどりつきやすいホームページ」となるようリニューアルを行った。

ホームページアドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>

SNSによる情報発信

X(旧Twitter)、FacebookおよびLINEを活用し、区ホームページに掲載した情報の他、災害情報や気象情報など、区民にとって有益性・緊急性の高い情報を随時発信している。なお、LINEでは、セグメント配信機能および「ごみ・資源分別」の問い合わせに自動で応答するAIチャットボット機能を搭載している。

また、テレビ広報やラジオ広報をはじめ、区が作成した動画の発信手段の一つとしてYouTubeを活用している。

1 X(旧Twitter)

・運用開始日 平成24年11月1日

・アカウントID chuo_city

2 YouTube

・運用開始日 平成25年10月2日

・アカウントID tokyochuo_city

3 Facebook

・運用開始日 平成26年9月1日

・アカウントID tokyochuo.city

4 LINE

・運用開始日 令和3年2月1日

・アカウントID tokyochuo.city

「中央区政年鑑」の発行

区の現況や事業に係る情報を収録し、施策遂行の資料とするとともに、広く区政関係者に頒布し、区政に対する理解・協力のもと円滑な区政推進を図ることを目的に発行し、有償頒布している(昭和28～32年までは「区政概要」を隔年発行、昭和34年からは毎年発行)。

令和7年版を次のとおり発行する。

1 発行月 令和7年9月

2 発行部数 1,000部

「わたしの便利帳」の発行

区民の日常生活に関わる各種サービスの紹介や担当窓口など区政に関する情報を掲載している。令和6年版から、掲載内容を見直し、主に転入者向けの手引きとして発行し

ている。

令和7年度版は次のとおり発行した。

- 1 発行月 令和7年8月
- 2 発行部数 17,000部

「区内散歩」冊子の発行

歴史ある中央区の姿を紹介するため、昭和60年度から平成22年度まで広報紙に掲載していた区内散歩に加筆し、3年度分ごとに冊子にまとめた「区内散歩」を第9集まで発行し、有償頒布している。

掲示板などを活用した広報活動

区が行う施策や行事などについて、広報紙を補完し、広く在住・在勤者に周知するため、ポスターを作成し、掲示板、公共施設、区内公衆浴場に掲示している。

掲示板設置数（令和7年8月1日現在）

屋外掲示板	363基
京橋地域	161基（うち4基仮撤去中）
日本橋地域	140基（うち3基仮撤去中）
月島地域	62基（うち3基仮撤去中）
公衆浴場内	14基（7浴場×2）

中央区ポケット案内の発行

区の沿革および最新の統計データをまとめた「中央区ポケット案内」を年1回発行している。

発行月 令和7年7月

報道機関などに対する情報提供

日刊紙、テレビおよびラジオなどの報道機関に対して、区の行事や事業、まちの話題などの情報や資料を積極的に提供している。

全職員の広報力向上

「伝わる」広報の実践に向けて、職員向けの広報・デザイン研修を実施し、広報意識やデザイン力の向上を図る。

また、モデル部署への伴走支援を通じて、実務上の課題の抽出や好事例の蓄積などを行い、全庁的な知識共有につなげる。

研修や伴走支援を実施するに当たっては、デザインやプロモーションについての知識など高い専門性が求められることから、豊富な実践経験を有する副業人材を活用している。

シティプロモーションの推進

区民・在勤者などの地域への誇りや愛着心の醸成および国内外からの来街者の獲得に向けて整理したシティプロモーションの三つの方向性（区の歴史アーカイブ・発信、地域・まちの魅力発掘・発信、全職員の広報力向上）に沿って以下の取り組みを進めている。

区の歴史アーカイブ・発信事業

区の歴史・文化を次世代に伝えるために、区および区内企業、団体等が蓄積してきた継承すべき文化財や歴史的史

資料をデジタル化し、管理・保存に加え、Webサイト上に公開が可能なアーカイブシステムを構築する。併せて、区制施行80周年を記念した映像を制作するとともに、これらのデジタルアーカイブ、記念映像などを公開するサイトを構築し、区民、在勤・在学者などに向けて発信する。

Instagramによる魅力発信

ターゲット層である30代以下の区民および在勤・在学者が地域・まちへの誇り・愛着を感じるきっかけづくりとして、Instagramを活用した区による魅力発信を行っている。また、多面的な取組としていくために区による魅力発信に加え、InstagramハッシュタグキャンペーンやInstagram広告の活用を通じて、区民や在勤者、観光客などによる指定ハッシュタグを付けた投稿を促進している。

運用開始日 平成30年4月1日

アカウントID tokyochuo.city

地域の魅力発掘・発信支援事業

区民等の地域への誇り・愛着心の醸成を目的とし、町会等が行う地域にゆかりのある人物や旧跡等の歴史文化資源の魅力を発掘・発信する取組を支援する。

対象団体 町会・自治会、商店街、その他区長が認める団体など

対象事業 地域にゆかりのある歴史上の人物や旧跡などの歴史文化資源の魅力を自ら発掘・発信する新たな取組で、区民などの地域への誇りや愛着心の醸成に資する事業

対象期間 令和7年4月～令和8年3月

補助率 5/6

限度額 1,000千円

広 聴

区政世論調査

区民の生活環境に対する意識、区施策への評価および区政への意見・要望を把握し、今後の行政施策の参考資料とするため、昭和40年度から実施している。

平成28年度から、選挙権の年齢引き下げに鑑み、区政に関心を持つ若い世代の増加と、区政への意見などの反映を目的として、調査対象を20歳以上から18歳以上に引き下げた。令和7年度は区内に居住する満18歳以上の個人を対象に2,000人を無作為抽出し、郵送配布、郵送回収またはインターネット回答による第55回区政世論調査を実施した。

区政への提案

区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度を実施している。

令和6年度 提出件数 23件

（内訳）

- ・受理 2件
- ・不受理（匿名など） 3件
- ・区長への手紙として対応 18件

区長への手紙など

区民などから区政に対する意見や要望などを広く求め、速やかに対処するとともに、今後の区政運営の参考になっている。

1 区長への手紙

区の各施設窓口に、料金受取人払いによる「広聴はがき」を常備し、区民が手軽に利用できるようにしている。

また、区長への手紙 E メール君（区ホームページからの意見投稿）、郵送、FAX などでも意見や要望を受け付けている。

令和6年度受け付け件数 603件

2 要望・陳情

令和6年度受け付け件数 18件

施設広聴会

区内在住・在勤者で構成された団体（5～20人）を対象に、団体が希望する区内の公共施設の見学を通じて区政に対する理解を深めてもらうとともに、見学後にアンケート調査を実施し、その結果を今後の施設運営の参考としている。

各種相談

区民の日常生活で発生するさまざまな問題に対処するため、「まごころステーション」を設置し、各種相談活動を行っている。

また、行政上の不満解決や情報の提供のみにとどまらず、その背景にある行政上の問題点を把握し、行政施策や行政運営の参考にするように努めている。

1 まごころステーション（区民相談）

本庁舎1階のまごころステーションでは、相談員が毎日区民の相談・問い合わせなどに応じている。

まごころステーション取り扱い件数（令和6年度）

相談項目	件数		相談項目	件数	
	問い合わせ	相談		問い合わせ	相談
合計	53,173		まちづくり	18	0
計	51,417	1,756	建築	1,482	0
戸籍	7,981	2	文化・生涯・スポーツ	409	1
住民記録	14,440	6	清掃	128	7
印鑑	1,462	0	公害・環境	319	3
消費生活	143	1	保健・衛生	633	4
区民施設	175	1	教育	396	1
商工観光・融資	365	2	家庭	0	144
防災	554	1	金銭貸借	1	76
税務	4,079	8	相続・遺言	14	405
子育て支援	1,360	3	土地・建物	5	146
障害者・生活支援	1,002	1	借地・借家	3	107
高齢福祉・介護	956	6	登記	0	12
国保・年金	4,166	8	法務・訴訟	0	40
福祉一般	16	0	労働	1	55
道路・公園	636	3	損害賠償	1	51
土木	38	1	国関係	361	0
交通安全	191	2	東京都関係	250	1
住宅	335	1	警察・消防	80	1
都市計画・相隣	83	0	その他	9,334	656

2 法律相談

社会環境の複雑多様化に伴い、日常生活において生じる問題も高度な専門的知識を必要とする相談が増加してきている。このような状況に対応するため、弁護士会へ委託して無料法律相談を行っている。

相談場所および相談日時（年末年始は除く）

- ・区民相談室
毎週金曜日 午後1時～4時
 - ・日本橋特別出張所
毎月第2・4水曜日※ 午後1時～4時
 - ・月島特別出張所
毎月第1・3月曜日※ 午後1時～4時
 - ・晴海特別出張所
毎月第3木曜日※ 午後1時～4時
- ※相談日が祝日・休日に当たるときは別の日に振り替える。

法律相談項目別取り扱い件数 (令和6年度)

相 談 項 目	件 数
合 計	937件
不 動 産 関 係	184
金 銭 ・ 商 事 関 係	144
相 続 ・ 戸 籍 関 係	267
婚 姻 ・ 離 婚 関 係	105
そ の 他	237

3 人権擁護相談

不当な差別や人権の侵害を受けた方々のために、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じている（委員は403頁参照）。

デジタル化の推進

区民へのサービス向上や行政の効率化を図るため、住民情報、財務会計、公共施設予約などのシステムを稼働させるとともに、区政運営へのICTの導入やネットワークの活用を進めている。推進に当たっては、「中央区電子計算組織管理運営規程（令和7年4月改定）」および「中央区情報セキュリティポリシー（令和6年10月改定）」に基づき、システムの適正な管理運営を行うとともに、データの保護に万全を期している。また、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応することを目的に、中央区CSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team の略称）を平成30年度に設置した。

中央区情報化基本方針

区の現状に合った取り組みを進めていくため、「区民にとってより便利でやさしい区役所」を目指す将来像とし、令和6年3月に「中央区情報化基本方針」を改定した。

・方針における取り組みの方向性

- ① 区民サービスの向上に向けた全庁的な体制整備・強化を行い、人材育成も含め幅広くBPR（業務改革）を推進し、DX（デジタル技術を活用し、業務や組織そのものを変革すること）に戦略的かつ実践的に取り組む。
- ② 区民の幅広いニーズに対応するため、施策を九つに再編・充実させた上で、アクションプランを取り組み内容ごとに設定し、より明確かつ細やかに実施状況の確認や評価を行う。

特に「各種手続きのデジタル化・オンライン化促進」と「BPR・DX推進体制の強化」に重点的に取り組む。

中央区デジタル化推進委員会

（令和3年5月 名称および設置目的変更）

1 設置目的

区におけるデジタル化の推進などについて総合的な検討

- (1) 相談日 毎月第3木曜日
午後1時～4時

- (2) 相談場所 区民相談室

4 国の行政相談

行政に対する苦情や相談に応じるため、総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談に応じている（委員は403頁参照）。

- (1) 相談日 毎月第3木曜日
午後1時～4時

- (2) 相談場所 区民相談室

を行う。

- ・設置年月 昭和59年5月

2 構成

企画部を担任する副区長を委員長とし、環境土木部などを担任する副区長、教育長、各部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長および監査事務局長を委員とする。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、シティプロモーション推進課長、情報システム課長、企画部副参事（デジタル推進・特命担当）、総務課長および職員課長は幹事として参画する。

3 部会

委員会の下に部会を置き、委員会から付託された事項について、専門的に調査研究を行う。

4 会議

委員会および部会は、必要に応じて都度開催する。

住民情報システム

住民サービスの向上などを図るため、住民情報を統合的に処理するシステムを稼働している。

- ・システムの概要

住民記録、印鑑登録、選挙、住民税・軽自動車税、国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療、高齢者福祉、障害者福祉、児童手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成事業など

財務会計システム

財務会計事務について、事務の一層の効率性、迅速性および正確性を確保するため、総合的な電算化を図っている。

- ・システムの概要

予算編成、予算管理、歳入・歳出管理、契約管理、備品管理、決算管理、公有財産管理、資産管理、公会計業務な

ど

公共施設予約システム

区施設の利用を希望する方が、いつでも、自宅・職場のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して施設の空き状況の照会や利用申し込みができるよう、公共施設予約システムを運用している。

・予約対象施設

体育施設（運動場など）、社会教育会館、区民館・日本橋公会堂集会施設の各集会施設、産業会館、ハイテクセンター、男女平等センター、環境情報センター、京橋図書館、晴海地域交流センター

また保養施設に関しては平成25年8月から独立して「保養施設予約システム」として運用を開始している。

電子申請サービス

自宅・職場のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して各種手続きが行えるよう、電子申請による受け付けを行っている。

・対象手続き

講習会・健康診断の申し込み、福祉関係の手続きなど

キャッシュレス決済の導入

決済手続きにおける利便性の向上や現金管理など、業務の省力化を図るため、窓口などにおけるキャッシュレス決済の導入および運用を支援している。各種手数料の支払いにおいて、電子マネー、2次元コード決済、クレジットカードにおける決済を利用できる環境を整備しており、順次導入部署の拡大を進めている。

本庁舎整備

本庁舎整備については、人口増加に伴う施設需要への対応が優先課題となる中、建設工事費の高騰をはじめ本区を取り巻く社会経済状況の変化が区財政へ及ぼす影響等を見極めながら、慎重に検討していく必要がある。

当面の間は現本庁舎を使用しながら、D Xの進展を見据えた庁舎機能のあり方や将来的な再整備を見据えた執務面積の最適化、整備財源などについて庁内検討を進めていく。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

マイナンバー制度は、平成25年5月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、日本国内の全住民に一人一人異なる12桁の番号（マイナンバー）を指定し、国や区それぞれが管理する情報を連携させ、区民の利便性向上と行政の効率化を図るものである。

令和4年度、国が特に国民の利便性に資すると示した

行政手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続き（ぴったりサービス）が開始されたことに伴い、区においても、引越ワンストップサービス（令和5年2月から）および子育て、介護などの事務におけるぴったりサービス（令和5年3月から）によるオンライン申請の受け付けを開始した。

行政経営方針

区における行政改革の総合的な指針として、平成11年2月に「中央区行政改革大綱」を、また、その後もさらなる改革に向け、平成17年2月には「第二次中央区行政改革大綱」を策定し、区民や地域とともに公共的な課題の解決に取り組んできた他、区民サービスのさらなる向上や持続可能な財政運営に努めてきた。

一方、社会情勢はこの間も大きく変化し、デジタル技術の進展を背景としたデジタル社会の実現や二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す地球温暖化対策への取り組みなどの他、区においては、令和6年春に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、「中央区基本計画2023」の下で、人口20万都

市を見据えた行政運営に取り組んでいく必要がある。

こうした状況の変化を踏まえ、現下の課題に的確に対応することができる組織づくりを進めるとともに、「第二次中央区行政改革大綱」に掲げている考え方を発展させた新たな指針として令和5年3月に「中央区行政経営方針」を策定した。

この方針に基づき、将来にわたり、健全で強固な財政基盤を堅持し、区民サービスの向上と行政コストの適正化の両立を図り、より柔軟で効率的・効果的な行政運営を積極的かつ果敢に推進していく。

防災・危機管理

危機管理

近年、地震などの自然災害に加え、大規模事故や事件、犯罪など多様な危機事案などに対し行政が適切に対応することが求められている。このため区では、庁内はもとより警察・消防など関係機関との情報連絡の強化に取り組むとともに、災害などの発生時における初期対応や総合調整など初動体制の充実に努めている。

- (1) 災害対策本部運営訓練
- (2) 防災危機管理センター訓練
- (3) 地震警戒態勢訓練
- (4) 臨時非常配備職員訓練

生活安全

1 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪抑止には「犯罪の機会を与えない」ことや「犯罪者が寄りつかないまちづくり」が必要である。そのためには、自分の身は自分で守る対策と地域の安全は地域ぐるみで守る相互の協力が基本となる。

こうした考えに基づき区では、平成16年10月に「中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例」を制定し、区民の自主的な防犯対策が一層進むよう各種生活安全施策を展開している。

また、平成25年4月に本条例を一部改正し、地域団体が行う生活安全活動への協力や客引きなどの勧誘行為の禁止を事業者の責務として明確化するとともに、区内4警察署と「中央区地域安全の推進に関する覚書」を締結した。

- (1) 安全・安心ハンドブックの作成・配布
- (2) 安全・安心おまかせ出前相談
- (3) 共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザーの派遣
- (4) 住まいの防犯対策助成
- (5) 防犯設備整備費助成
- (6) 自主的なパトロールなどの活動支援
- (7) 客引き等対策支援事業補助金
- (8) 安全・安心メールの配信
- (9) 防犯協会（防犯灯電気料など）助成
- (10) ホームページへの不審者情報などの掲載
- (11) 自動通話録音機の無料貸し出し
- (12) 生活安全講習会の開催

2 生活安全協議会

安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯対策に関する情報共有や意見交換を行う場として、学識経験者や区民、事業者、区、警察、消防など関係者で構成する「中央区生活安全協議会」を平成18年3月に設置した。

令和6年度 開催回数1回

3 暴力団排除の推進

暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本理念として、平成24年4月1日に「中央区暴力団排除条例」を制定し、地域社会から暴力団を排除するよう取り組んでいる。

国土強^{きょうじん}靱化

中央区国土強靱化地域計画

大規模自然災害に対し、事前防災および減災と復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく地域計画として、令和4年3月に「中央区国土強靱化地域計画」を策定した。

国民保護

中央区国民保護計画

「国民保護法」第35条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態などにおいて国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平成19年3月に「中央区国民保護計画」を策定した。

その後、平成27年3月に「東京都国民保護計画」が変更されたことに伴い、平成28年4月に「中央区国民保護計画」を変更した。

中央区国民保護協議会

中央区国民保護計画や国民保護措置に関する重要事項の審議などを行うため、区長の附属機関として設置している。

なお、委員の構成は、中央区防災会議と同一である（委員一覧は409頁参照）。

防災対策

「災害対策基本法」第42条に基づき、区民の生命、身体および財産を災害から守るため、中央区地域防災計画を定め、都および防災関係機関と相互に連携を図りながら、防災対策事業を実施する態勢をとっている。

中央区防災会議

「災害対策基本法」に基づき、中央区地域防災計画の修正および防災対策事業の推進などを目的として設置している。

会長（区長）ならびに都・区・警察および消防など防災関係機関から区長が任命する委員・幹事で構成する（委員一覧は409頁参照）。

中央区地域防災計画

「災害対策基本法」第42条に基づき、「中央区地域防災計画」を作成し、必要に応じて修正を行っている。

東京の新たな被害想定を踏まえ、東京都地域防災計画（震災編：令和5年修正）および関係法令などとの整合性を図るとともに、前回（令和3年2月）修正以降に更新さ

れた本区防災対策の進捗状況を反映するため、令和6年6月に本計画を修正した。

中央区災害対策本部

区長は区内で災害が発生した場合、あるいは災害が発生する恐れがある場合で、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は本部長（区長）および区職員で構成し、区域の災害応急・復旧対策などを実施する（災害対策本部組織は71頁表1参照）。

なお、区役所閉庁時間帯についても災害に対処できるように、警戒勤務者（区管理職）および災害応急指令員が警戒勤務に従事している。

また、地震災害などが発生し、または発生する恐れがあるときは、自宅から本庁舎の距離がおおむね10km圏内の職員をもって臨時非常配備態勢を確立し、警戒勤務者の指揮の下に情報の収集や防災関係機関との連絡を行うなど初動態勢の早期確立を期している。

防災危機管理センター

防災、安全・安心に関する総合窓口として、普及啓発コーナーなどを設置している他、大規模災害時には、情報収集や発信機能、さらには区が行う防災活動の拠点として、区役所1階に防災危機管理センターを設置している。

防災拠点の整備（72頁表2参照）

学校施設などを災害時における地域防災活動の拠点となる「防災拠点」として整備している。

防災拠点においては、災害応急活動に必要な資器材を配備している。

【防災拠点の機能】

- (ア) 避難所 (イ) 医療救護所
- (ウ) 情報拠点 (エ) 地域活動拠点

防災拠点運営委員会への支援

災害時に防災拠点（24カ所）の円滑かつ適切な運営や日頃から地域ぐるみの防災対策を推進するため、町会・自治会や防災区民組織が主体となった「防災拠点運営委員会」（22委員会）の活動を支援している（佃島小学校・佃中学校および月島第三小学校・晴海中学校は、小中学校を合わせて1委員会）。

避難所などの種類

1 指定避難所（70頁図1参照）

災害の危険性があり避難した住民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民を一時的に滞在させるため、区施設などを避難所として指定している。

(1) 防災拠点（避難所）（24カ所）（72頁表2参照）

大地震などが発生した際、自宅での生活ができなくなった方などが一定期間避難生活を送るための施設として、区立小・中学校などの公共施設24カ所を指定し

ている。

(2) 副拠点（7カ所）（72頁表2参照）

避難者が増加し防災拠点における受け入れが困難となった場合には、副拠点（主に寝泊まりする場所）を開設する。

(3) 福祉避難所など（態勢が整い次第順次開設：18カ所）

防災拠点で避難生活を送ることが困難な要介護高齢者や障害のある方などを対象に福祉避難所を開設する。なお、専門的な介護などが必要で自宅や防災拠点での療養が困難な方は、特別養護老人ホームなどにおいて緊急入所による対応を行う。

2 指定緊急避難場所（70頁図1参照）

災害が発生または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など災害の種類ごとに施設や場所を指定している。

<災害の種類>

(1) 地震

防災拠点（避難所）の24カ所

(2) 大規模な延焼火災

○広域避難場所

大地震など、大規模な延焼火災が発生したときに避難する場所として、都が4カ所指定している。

○地区内残留地区

建物の不燃化が進んでおり、万一火災が発生しても、大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、都が指定している。

ただし、区・警察・消防などから避難指示が出された場合は、その指示に従って避難することになる。

○一時（いつとき）集合場所（72頁表3参照）

住民が避難する際の中継地点（一時的に集合する場所）として、公園などを指定している。

(3) 洪水・浸水・高潮

防災拠点（避難所）の24カ所

中央区役所

日本橋・月島・晴海区民センター

(4) 津波

佃島小学校

月島第一小学校

月島第二小学校

豊海小学校

佃中学校

月島区民センター

広域避難場所地区割当地区

広域避難場所	町名
あかつき公園一帯	築地四丁目8～16番、築地六丁目1～19番、21～26番、築地七丁目
新川ツインビル地区	入船、湊
佃リバーシティ地区	佃
晴海地区	月島、勝どき一～四丁目、晴海

地区内残留地区

八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、築地四丁目1～7番、築地五丁目、築地六丁目20・27番、浜離宮庭園、八丁堀、新川、本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛸殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、日本橋、茅場町、兜町、勝どき五・六丁目、豊海町

中央区防災用備蓄倉庫一覧

地 域	備 蓄 倉 庫
京 橋	区役所本庁舎、京橋区民館、京橋こども園、銀座一丁目認可保育所等複合施設、京橋プラザ、本の森ちゅうおう、湊コミュニティルーム、明石町区民館、築地あかつきコミュニティルーム、京華スクエア、新川区民館、新川防災備蓄倉庫、西銀座駐車場、ミレニアム銀座、京橋トラストタワー、ブリリア・ザ・タワー東京八重洲アベニュー、シティタワー銀座東
日本橋	人形町保育園等複合施設、日本橋特別出張所、区立箱崎町住宅、久松町区民館、総合スポーツセンター、NEX 人形町ビル、リバーゲート
月 島	佃区民館、月島三丁目防災備蓄倉庫、水産庁船員詰所、晴海区民館、晴海児童館等複合施設、晴海住宅、晴海地域交流センター、晴海特別出張所等複合施設、キャピタルゲートプレイス、勝どきザ・タワー、東京ミッドベイベ勝どき、晴海ビュータワー、晴海プライムスクエア、パークタワー晴海、ザ・パークハウス晴海タワーズティアロレジデンス、ザ・パークハウス晴海タワーズクロノレジデンス、プレミアホテル-CABIN PRESIDENT-東京、ドゥ・トゥール、晴海フラッグ (PORT VILLAGE、SEA VILLAGE、SUN VILLAGE、PARK VILLAGE)

災害予防・応急対策

1 総合防災訓練

令和6年度は、台風10号の影響により中止した。

2 災害時応急対策用物資・資器材の備蓄と配備

災害時における応急対策用の物資や資器材の保管場所として、防災拠点倉庫やその他の備蓄倉庫に食料・飲料水などの生活必需品の他、医療資器材・その他救出救護用資器

材を備蓄している。

また、災害時の医療救護活動をより迅速に行うため、「災害対策用医療救急箱」を中央区・日本橋両医師会および区施設などに配備している。

3 防災区民組織の育成

災害時には、地域一体となった防災活動が不可欠であることから、町会・自治会を母体とした防災区民組織に対して、結成費・運営費の助成や防災資器材の供与を行っている。

また、自動体外式除細動器（AED）購入費や防災資器材倉庫修繕費などの助成も行っている。

4 地域防災リーダーの育成支援

地域の防災活動や避難所での活動などにおいてリーダーシップを発揮する人材の育成を推進するため、防災士の資格取得費用の助成を行っている。

5 初期消火訓練への助成

防災区民組織が消防署・消防団の指導により初期消火訓練を実施するに当たり、消火器の薬剤詰め替えやアルファ化米など物資の助成を行っている。

令和6年度 実施回数 56回
参 加 者 7,801人
物 資 助 成 アルファ化米 1,800食
缶詰他 5,488個

6 事業所防災対策

地域と連携した事業所の防災対策の推進および防災意識の普及・啓発を図るため、事業所の防災対策を分かりやすくまとめた防災パンフレット「あなたのオフィスは大丈夫!？」(経営者向け)と「オフィスサバイバル BOOK」(従業員向け)の配布やDVD「あなたのオフィスは大丈夫!？」の貸し出しを行っている。

7 防災講演会

区民・事業所の防災意識の向上を図るため、区民、防災区民組織および区内事業所を対象に防災講演会を実施するとともに、区公式 YouTube により配信を行っている。

令和6年度実施状況
開 催 日 令和7年2月14日（金）
配信期間 令和7年3月1日（土）～14日（金）
講演内容 能登半島地震の教訓から考える自助・共助
講 師 NPO 法人 Hand Over Japan
代表理事 佐藤 純
参加者数 60人

8 地域防災力向上のための普及・啓発

災害に対する日ごろからの各家庭での備えや地域における共助の取り組みの重要性の他、区の防災対策などを紹介した区民向け防災パンフレット「わが家わがまちの防災ハンドブック」を配布している。また、地域における防災活動への参加を促進するため、防災区民組織の活動内容や地

域コミュニティの重要性などを紹介したDVD「わが家わがまちの地震防災」の貸し出しを行っている。

さらに令和6年度から7年度にかけて在宅避難に必要な備えなど自助の取り組みの重要性を区民一人一人に呼びかけるとともに、各家庭での取り組みを後押しするため、「ちゅうおう防災カタログギフト」を各家庭に配布し、家庭内備蓄の促進を図っている。

9 地震体験車

防災対策の啓発および訓練活動を効果的に推進するため、地震体験車を町会・自治会や事業所の防災訓練などで活用している。地震体験車の運転、操作、訓練参加者への指導などについては、協定に基づき区内3消防署が行っている。

10 マンション防災対策

マンション居住者、管理組合、管理会社などの防災活動に関する知識と防災意識の向上を図るため、大地震への備えなど平常時に必要な取り組みをまとめたパンフレット「いま、始めよう。マンション防災」を配布するとともに、マンション防災対策を分かりやすく映像化したDVDを作成し、無償で貸し出しを行っている。

また、マンション管理組合などの防災対策を支援するため、「震災時活動マニュアル策定の手引き」の活用とともに、マンションの規模や特性に応じた防災マニュアルやアクションシートの作成支援、防災訓練などの指導・助言を行う防災アドバイザー派遣の他、マンション防災対策における共助の重要性や備えのポイントなどを学べる防災講習会を実施している。さらに、令和7年度から防災体制が整備されていないマンションに対して、継続的に専門家を派遣し、マンションの管理組合などが防災体制を整えるために必要な支援を行っている。加えて、居住者主体の防災訓練を支援することで、訓練の活性化と防災意識の向上を図るとともに、マンション内コミュニティの醸成と防災組織づくりの契機としている。

11 エレベーター防災キャビネットの無償配布

マンション居住世帯が9割を超える本区の特性を踏まえ、マンション内の共助の取り組みとしてエレベーター閉じ込め対策の強化を図るため、令和6年度から7年度にかけて飲料水や携帯トイレなどの非常用品を格納するエレベーター防災キャビネットを希望する区内マンションに無償で配布している。

12 防災対策優良マンション認定制度

マンションにおける防災対策のさらなる推進とコミュニティの醸成を図るため、防災組織の設置や防災マニュアルの作成など一定の条件を満たすマンションを「中央区防災対策優良マンション」として認定し、防災資器材などの助成を行っている。

対 象 住宅の戸数が10戸（専用部分の床面積が1戸当たり40㎡以上）以上のマンション

認定棟数 114棟（令和7年3月末現在）

助成内容

- (1) 防災資器材の供与 1棟 300,000円相当
- (2) 防災訓練経費助成 年額上限50,000円

13 飲料水などの確保対策

災害時に備え、あかつき公園内に1,500トン、晴海給水所に1,300トン、堀留児童公園内に100トンの飲料水を常時確保している。

また、区内38事業所と災害時における飲料水供給協定を締結し、当該事業所の受水槽（1,505.1トン）に取水口を設置している。

公共施設、区立小・中学校などについては、受水槽（1,566.7トン）に緊急遮断弁を取り付けるとともに、プール（9,470トン）の水を使用することを想定し、手動式ろ過機を配備している。

さらに、災害時に生活用水を確保するため、防災拠点をはじめとする28カ所に防災用井戸を設置している。

14 災害時のトイレ対策

防災拠点となる学校において下水管耐震化工事、マンホール直結型仮設トイレを整備するとともに、携帯トイレなどの備蓄を行っている。

また、地下タンク式仮設トイレを京橋公園、浜町公園、新月島公園に設置するとともに、公衆便所の床下を便槽として利用できるよう床下ピットの設置を進めている。

15 中央区防災無線などの整備

災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達態勢の確保を図るため、デジタル方式の防災無線などを整備している。

- (1) 地域防災無線〔平成3年4月開局〕

災害時における情報収集・連絡用（防災関係機関などに設置）

基 地 局	2局
子 局	321局

- (2) 防災行政無線〈固定系〉〔昭和56年3月開局〕

区民に対する災害・行政情報提供用

基 地 局	1局
屋外受信機	90基

- (3) 防災用ネットワークカメラ

災害時における情報収集用

設 置 数	8台
-------	----

16 安全・安心メールの配信

地震・気象情報や防犯情報、消費生活情報、その他緊急な情報を速やかに伝達するため、携帯電話などの登録により「ちゅうおう安全・安心メール」を配信している。

17 緊急告知ラジオの有償頒布

区民・区内事業所に対して、災害発生時などに、緊急地震速報や弾道ミサイル情報をはじめとする緊急情報などを

受信できる「緊急告知ラジオ」を、有償頒布している。令和4年度から280MHz 緊急告知ラジオを導入している。

区 民 1台 2,000円（1世帯1台まで）

事業所 1台 21,450円（1事業所1台まで）

18 防災マップアプリの配信

災害時に区民、帰宅困難者を避難所や帰宅困難者一時滞在施設などへ円滑に誘導するため、施設の開設状況や経路を案内する防災マップアプリを配信している。

また、ダウンロード用の二次元コードを印刷した災害情報ステッカーを作成し、公共施設や区内の駅などへ掲示している。

対応言語 4カ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）

19 帰宅困難者対策

帰宅困難者による混乱を避けるため、事業者に対して従業員の一斉帰宅の抑制や大規模商業施設などにおける施設利用者の保護に関する普及啓発を推進している他、旅行者、買い物客などの来街者対策として、民間の開発事業を通じて整備される帰宅困難者一時滞在施設などの確保に取り組んでいる。

また、施設間の情報共有を図り、災害時の受け入れを円滑に行うため、民間事業者が主体となって運営する「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成24年10月23日に設立し、区はその活動に対する支援を行っている。

なお、令和6年度の当協議会総会にて「中央区帰宅困難者対策協議会」へ名称変更された。

20 災害時の協力協定

災害時における応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の協定を締結している。

(1) 応急対策および復旧対策など

災害応急活動における協力に関する基本協定（中央区都市整備公社）

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（23区）

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定

東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定

東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定

東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定

東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定

災害時における応急協力の覚書（郵便局）

(2) 非常通信関係

京橋消防署

(3) 給食給水関係

東京都米穀小売商業組合中央支部

東京都麺類協同組合区内3支部

受水槽を所有する区内事業所

東京都水道局

(4) 石油類の供給

東京都石油商業組合千代田・中央支部

隅田商事株式会社

(5) 物資などの輸送関係

東京都トラック協会中央支部

F-LINE 株式会社

株式会社エコ配

佐川急便株式会社

日本通運株式会社

ヤマト運輸株式会社

日立自動車交通株式会社

日の丸自動車興業株式会社

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク

(6) 医療救護関係

中央区医師会

日本橋医師会

京橋歯科医師会

お江戸日本橋歯科医師会

国立がん研究センター中央病院

京橋薬剤師会

日本橋薬剤師会

東京都柔道整復師会千代田・中央支部

東京都獣医師会・区内開業獣医師

アルフレッサ株式会社

株式会社スズケン

株式会社メディセオ

東邦薬品株式会社

学校法人聖路加国際大学

一般社団法人東京公認心理師協会

(7) 道路障害物除去等応急対策

中央防災協力会

東京都自動車整備振興会中央支部

東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部

東京都製本工業組合京橋・日本橋支部

(8) 災害廃棄物等処理対策

東京都環境保全協同組合

東京環境保全協会

東京廃棄物事業協同組合

株式会社京葉興業

株式会社太陽油化

東京都中小建設業協会

東京都産業資源循環協会

- 23区および東京二十三区清掃一部事務組合
- (9) 応急仮設住宅等応急対策
中央区災害対策建築協力会
- (10) 災害時広報対策
中央エフエム株式会社
東京ベイネットワーク株式会社
ヤフー株式会社
松竹株式会社及び日本板硝子株式会社との三者協定
- (11) 特別法律相談
中央区法曹会
東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
- (12) 避難所関係
勝どき東地区市街地再開発組合
東京都立晴海総合高等学校
中央清掃工場見学者施設
社会福祉法人賛育会
社会福祉法人奉優会
社会福祉法人シルヴァーウィング
社会福祉法人トーリケアネット
中央区医師会
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
社会福祉法人わとなーる
社会福祉法人長岡福祉協会
アクティオ株式会社
株式会社小学館集英社プロダクション
日本メックス株式会社
株式会社ポピンズ
アパホテル株式会社
株式会社グリーンズ
株式会社はとバス
株式会社ホテルサイボー
丸太屋株式会社
ワシントンホテル株式会社
株式会社相鉄ホテルマネジメント
パールホテル
一般財団法人東京船員厚生協会
HIS ホテルホールディングス株式会社
東京福祉バス株式会社
大和自動車交通ハイヤー株式会社
学校法人聖路加国際大学
- (13) ボランティア関係
中央区社会福祉協議会
中央区登録手話通訳者の会
- (14) 救援活動、帰宅困難者支援など
戸田建設株式会社

- 日清オイリオグループ株式会社
株式会社ブリヂストン
日本設備工業株式会社ソリューション事業部
荏原実業株式会社
東京スクエアガーデン（第一生命保険株式会社、片倉工業株式会社、清水地所株式会社、三井住友信託銀行株式会社、ジェイアンドエス保険サービス株式会社）
オンワードパークビルディング（株式会社オンワードホールディングス）
東京日本橋タワー（住友不動産株式会社）
東急プラザ銀座（東急不動産株式会社）
京橋エドグラン（京橋二丁目西地区市街地再開発組合）
GINZA SIX（GINZA SIX 管理組合）
パークシティ中央湊 ザ タワー（パークシティ中央湊 ザ タワー管理組合）
日本橋高島屋三井ビルディング（日本橋二丁目団地管理組合）
日本橋室町三井タワー（日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合）
武田グローバル本社（武田薬品工業株式会社）
J-POWER 電源開発（電源開発株式会社）
トヨタモビリティ東京 中央勝どき店（トヨタモビリティ東京株式会社）
ミュージアムタワー京橋（ミュージアムタワー京橋管理組合）
ミッドタワーグラント（月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合）
ホテルグランバッハ東京銀座（株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント）
KABUTO ONE（平和不動産プロパティーマネジメント株式会社）
東京シティエアターミナル（東京シティ・エアターミナル株式会社）
豊海流通センター（株式会社豊海）
からくさホテルカラズ東京八重洲（株式会社岩佐鐵工所）
築地警察署および築地本願寺との三者協定
MIMARU SUITES 東京日本橋（東急不動産株式会社）
MIMARU 東京 STATION EAST（東急不動産株式会社）
三井ガーデンホテル銀座築地（三井不動産株式会社）
三井ショッピングパーク ららテラス HARUMI FLAG（三井不動産株式会社）

- トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア（トーセイ株式会社）
- 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー・YANMAR TOKYO（八重洲セントラルタワー管理組合、ヤンマーコーポレーション株式会社）
- (15) 仮復旧・応急援護活動など
- NPO 法人地域の防災と町づくりを研究する会
- (16) 罹災証明発行に係る情報提供
- 東京都総務局および主税局との三者協定
- 京橋消防署、日本橋消防署、臨港消防署との四者協定
- (17) その他
- 災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定
- 災害時における応急物資（ダンボール製簡易ベッド）の供給に関する協定（セツカートン株式会社）
- 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン東京第一支社）
- 大規模災害時における電力復旧等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社）
- 大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定（東日本電信電話株式会社）
- 災害時における給電車両貸与に関する協定（トヨタモビリティ東京株式会社、トヨタモビリティサービス株式会社）
- 災害時における応急物資の供給に関する協定（一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部）

21 消火器の地域配備

地域において迅速な初期消火活動が行われるよう、消火器を区内の街頭に設置している。

街頭消火器設置数 765カ所

22 小災害見舞金等支給制度

区内における小規模な災害（災害救助法の適用を受けるに至らない災害）の罹災者に対し、「中央区小災害り災者見舞金等支給要綱」に基づき見舞金などを支給している。

小災害見舞金などの額（単位：円）

区 分	世 帯	単 身
全焼・全壊・全流失の場合	60,000	30,000
半焼・半壊・半流失・床上浸水の場合	40,000	20,000
部分焼・一部損壊・一部流失・水損の場合	20,000	10,000
重傷者	30,000	
死亡者（弔慰金）	60,000	

表 1 災害対策本部組織

本部長室	災害指令部	東京都災害対策本部・防災機関との連絡、通信情報の総括、被災者の収容計画、災害応急物資・災害応急食料の調達・配分、帰宅困難者対策
(本部長)		
区長	災害総務部	議会との連絡その他渉外事務、職員の動員、災害対策に必要な物資・資材・車両などの調達、現金・物品の出納・保管、罹災証明の交付
(副本部長)		
副区長	災害財政広報部	災害に関する広報・広聴、災害対策関係予算の総括、生活復興計画、情報機器の保全・復旧、情報処理システムの運用確保
副区長		
教育長	災害区民部	被災地の調査、被災者の救出・避難誘導・避難収容、災害応急物資・災害応急食料の配送、語学ボランティア受け入れ
(本部員)		
企画部長	災害福祉保健部	義援金品の受領・配分、被災者の厚生保護、一般・医療ボランティアの受け入れなど、福祉避難所の設置・運営、医療関係機関との連絡調整
総務部長	災害社会福祉協議会	
秘書担当部長	災害保健所部	管内医療救護所の設置、遺体収容所などの設置・管理運営、被災者の医療救護、防疫活動、食品衛生
防災危機管理室長		
区民部長	災害環境土木部	被災地などの環境整備、ごみおよびし尿処理、水防機関との連絡、道路・橋りょう・河川・堤防・公園などの点検整備・復旧、被災地の清掃、がれき処理、応急給水
福祉保健部長		
子ども施策推進室長	災害都市整備部	建物の罹災の程度の調査、災害復旧・応急復旧の技術的指導、都市復興計画、応急危険度判定ボランティア受け入れ、応急仮設住宅の建設、民間被災建築物の応急危険度判定、がれき処理
高齢者施策推進室長		
保健所長	災害教育部	被災者の収容、避難所・収容施設の設置・管理運営、被災児童・生徒の応急教育
環境土木部長		
都市整備部長		
都市活性プロジェクト推進室長		
会計管理者		
教育委員会事務局次長		
監査事務局長		
議会局長		

表2 防災拠点等一覧

地域	施設名	所在地
防 災 拠 点	京 橋	城東小学校 八重洲2-2-1
		京橋プラザ 銀座1-25-3
		泰明小学校 銀座5-1-13
		銀座中学校 銀座8-19-15
		中央小学校 湊1-4-1
		明石小学校 明石町1-15
		京橋築地小学校 築地2-13-1
		京華スクエア 八丁堀3-17-9
	日 本 橋	明正小学校 新川2-13-4
		常盤小学校 日本橋本石町4-4-26
		十思スクエア 日本橋小伝馬町5-1
		日本橋小学校 日本橋人形町1-1-17
		有馬小学校 日本橋蛸殻町2-10-23
		久松小学校 日本橋久松町7-2
		日本橋中学校 東日本橋1-10-1
		阪本小学校 日本橋兜町15-18
	月 島	佃島小学校 佃2-3-1
		佃中学校 佃2-3-2
		月島第一小学校 月島4-15-1
		月島第二小学校 勝どき1-12-2
		月島第三小学校 晴海1-4-1
		晴海中学校 晴海1-5-3
		晴海西小学校・晴海西中学校 晴海5-3-5
		豊海小学校 豊海町3-1
	副 拠 点	施設名 所在地
		新川区民館 新川1-26-1
		日本橋公会堂集会室 日本橋蛸殻町1-31-1
		月島児童館・月島社会教育会館 月島4-1-1
		勝どき区民館・勝どき敬老館 勝どき1-5-1
		勝どき児童館 勝どき1-8-1
		GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきサウス 勝どき4-6-1
		GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきミッド 勝どき4-6-2
	活 動 資 器 材 庫	日本橋保健センター
		日本橋プラザ
		月島特別出張所

表3 一時(いっとき)集合場所一覧

	一時集合場所	所在地
中央警察署管内	城東小学校	八重洲2-2-1
	京華スクエア	八丁堀3-17-9
	越前堀児童公園	新川1-12-1
	常盤小学校	日本橋本石町4-4-26
	十思公園	日本橋小伝馬町5-2
	堀留児童公園	日本橋堀留町1-1-16
	日本橋プラザビル前広場	日本橋2-3-4
	坂本町公園	日本橋兜町15-3
久松警察署管内	日本橋小学校	日本橋人形町1-1-17
	浜町緑道	日本橋人形町2-27・36・37
	日本橋区民センター	日本橋蛸殻町1-31-1
	蛸殻町公園	日本橋蛸殻町2-10-6
	箱崎公園	日本橋箱崎町18-18
	小網町児童遊園	日本橋小網町9-1先
	久松小学校	日本橋久松町7-2
	左衛門橋南東児童遊園	日本橋馬喰町2-7-16
	日本橋中学校	東日本橋1-10-1
	浜町公園	日本橋浜町2-59-1
築地警察署管内	京橋公園	銀座1-25-2
	数寄屋橋公園	銀座4-1-2
	泰明小学校	銀座5-1-13
	銀座中学校	銀座8-19-15
	築地中央区役所	築地1-1-1
	築地川銀座公園	築地1-13-20先
	京橋築地小学校	築地2-13-1
	築地本願寺	築地3-15-1
	築地川千代橋公園	築地5-1-1先
	桜川公園	入船1-1-1
月島警察署管内	鉄砲洲児童公園	湊1-5-1
	築地川公園	明石町10-2
	佃島小学校	佃2-3-1
	月島幼稚園	月島1-9-7
	月島第一児童公園	月島4-2-1
	月島第一小学校	月島4-15-1
	月島第二児童公園	勝どき1-9-8
	パークタワー勝どきミッド防災広場	勝どき4-6-2
	勝どき五丁目親水公園	勝どき5-2-19先
	豊海児童公園	勝どき6-6-6
	豊海運動公園	豊海町3-19

名誉区民・表彰制度

名誉区民制度

「中央区名誉区民条例」に基づき、公共の福祉の増進、産業の振興または学術、技芸の進展など社会文化の興隆に卓絶な功績があった者に対し、その功績をたたえ、区民敬

愛の対象として顕彰する制度である。
名誉区民選定に当たっては、区長が、中央区名誉区民選定委員会に候補者の選定について諮問し、その答申に基づき区議会の同意を得ている。

行政

顕彰者一覧

氏 名	功 績	顕彰年月日	備 考
横 関 政 一	昭和7年から本区に在籍し、昭和50年から昭和62年まで3期12年区長として区政の伸展と区民福祉の向上に卓絶な功績を残される。	平成6年9月30日	平成10年12月8日逝去
岡 内 英 夫	事業経営者として常に地域社会との融合に努められ、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展と観光事業の推進に卓絶な功績を残される。	平成6年9月30日	平成16年4月21日逝去
杵屋佐登代	本区に生まれ、長年の研さんにより奥義を極めた長唄界の重鎮で、長唄の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成6年9月30日	平成9年10月18日逝去
三 田 政 吉	事業経営者として精励されとともに、演劇文化の発展、食品衛生の普及・啓発活動に尽力され、また、地域住民の福祉向上に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成18年1月25日逝去
日野原重明	昭和16年、聖路加国際病院の内科医員として勤務され、以来、「患者参加の医療」を推進し、医療・医学教育の改革と発展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成29年7月18日逝去
山 本 恵 造	事業経営者の経験を生かし、全国観光土産品の公正取引に尽力されとともに、産業の振興および文化国際交流の進展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成18年7月23日逝去
常磐津英寿	幼少の頃から常磐津節三味線の技芸習得に傾注され、常磐津節三味線の第一人者となり、伝統芸能の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	令和4年12月15日逝去
福 原 義 春	事業経営者として常に地域社会との融合に努められ、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化の向上に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	令和5年8月30日逝去
中村富士郎	名歌舞伎役者として活躍されとともに、後進の育成指導にも尽力され、日本伝統芸能としての歌舞伎の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	平成23年1月3日逝去
宮 入 正 則	事業経営者として卓抜の指導力を発揮されとともに、中小・零細企業の振興と発展および地域の発展と地域行政の進展に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	平成19年4月18日逝去
細田安兵衛	事業経営者として精励されとともに、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化の向上に卓絶な功績を残される。	平成24年10月19日	令和3年11月3日逝去
竹 内 誠	本区に生まれ、教育者として人材の育成や学術の進展に尽力され、その歴史に関する優れた知見をもとに、本区の伝統・文化の継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成24年10月19日	令和2年9月6日逝去
古 屋 勝 彦	事業経営者として精励されとともに、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化国際交流の進展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和7年1月18日逝去
堅田喜三久	邦楽囃子の技芸習得に傾注され、邦楽囃子の第一人者となり、邦楽の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和2年12月17日逝去
杵 屋 淨 貢	幼少の頃から長唄、三味線の技芸習得に傾注され、歌舞伎音楽長唄三味線の第一人者となり、伝統芸能の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和4年1月19日逝去
矢 田 美 英	昭和62年に区長へ就任し、平成31年まで公選の特別区長としては最長となる8期32年、区政の伸展と区民福祉の向上に卓絶な功績を残される。	令和4年10月14日	令和6年10月5日逝去
大 谷 信 義	事業経営者として精励されとともに、文化・芸術の向上に尽力され、また観光協会ほか地域団体において本区の観光事業の推進および商工業の発展に卓絶な功績を残される。	令和4年10月14日	

表彰制度

教育、衛生、社会福祉その他公共の事業に尽力した方、公共の事務に精励し功労のある方および産業の振興に貢献した方などで、区の定める「中央区表彰規則」に該当する方に対し、毎年「文化の日」を期して表彰を行っている。

また、平成21年度からは、区政に極めて大きな貢献をし

た方を顕彰する特別功労者表彰制度を創設した（平成21年度 鈴木 肇、平成23年度 柴崎仁久、平成28年度 柴崎直子、重盛永造、井上和雄、竹田圭吾、令和3年度 松川昭義）。

令和6年度における受賞者は、68人（内18人は再受賞者）であり、次のとおりである。

令和6年度各種功労者表彰受賞者

功労者表彰

1. 地域活動関係功労者（14人）

(1) 町会・自治会関係者（12人）

銀座	鈴木 雅之
銀座	戸塚 成雄
築地	野村 国弘
築地	飯田 真広
日本橋室町	田中 廣
日本橋浜町	星野 裕子
日本橋浜町	島貫 静枝
佃	宮田 泰子
月島	岡田 一夫
月島	島崎登女子
晴海	佐藤 英二
佃	須賀 清一

(2) 女性団体等関係者（2人）

勝どき	津嶋 啓子
日本橋浜町	鳥井 由美

2. 防犯・交通安全関係功労者（4人）

(1) 防犯関係者（2人）

銀座	谷澤 信一
銀座	飯田 尚良

(2) 交通安全関係者（2人）

新富	宮坂 信次
日本橋大伝馬町	辰己 善文

3. 防災功労者（11人）

(1) 消防団関係者（6人）

京橋	萬羽 越子
新川	小野 裕
八丁堀	石川 弘行
新川	佐藤保津三
日本橋茅場町	荒井 浩史
日本橋	松本 雅弘

(2) 防火防災協会等関係者（3人）

日本橋本町	小林 丈夫
晴海	古田島洋子
晴海	竹内 理恵

(3) 防災区民組織関係者（2人）

日本橋馬喰町	山内 武雄
佃	小野寺 元

4. 社会福祉事業功労者（2人）

(1) 社会福祉事業団体関係者（2人）

月島	鈴木セツ子
佃	吉岡 昌子

5. 衛生事業功労者（5人）

(1) 衛生事業団体関係者（5人）

佃	齋藤 隆夫
銀座	吉川 英一
日本橋浜町	齋藤 三保
月島	尾本 光秀
築地	井上 義夫

6. 環境保全・消費生活向上功労者（4人）

(1) 環境保全団体・消費者団体等関係者（4人）

新川	齋藤 和博
新富	中野 榮子
明石町	大谷のぶ子
新川	田中 寛子

7. 教育功労者（1人）

(1) 小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（1人）

京橋	渡邊 克雄
----	-------

8. 文化・生涯学習関係功労者（15人）

(1) 中央区青少年委員及び中央区スポーツ推進委員（11人）

日本橋富沢町	岡田 昇也
--------	-------

日本橋本町	海老原 裕
佃	猪飼 悦子
入船	中島 太樹
勝どき	則武 一光
月島	磯田 晴美
新川	藤丸 麻紀
東日本橋	矢川 春文
月島	矢子 達哉
月島	金子 拓弥
明石町	福島 秀夫

(2) 青少年対策地区委員会関係者（3人）	
新川	坂田 光司
日本橋横山町	岩田 博
東日本橋	吉澤 功勝

(3) 社会教育・スポーツ関係団体の指導育成に尽力し、 社会教育及びスポーツの振興に功労顕著な者（1人）	
日本橋浜町	平賀 孝男

9. 納税功労者（1人）

(1) 納税貯蓄組合関係者（1人）	
勝どき	紙谷 隆

10. 公共事務精励者（6人）

(1) 法令に基づく各種委員（6人）	
佃	窪木登志子
月島	森 芳樹
勝どき	中西 幸二
日本橋馬喰町	竹渕 一宏
築地	椎井 徹
銀座	嶋田 一夫

11. 実業精励者（1人）

(1) 伝統工芸従事者（1人）	
日本橋浜町	稲崎 知伸

12. 徳行又は善行者（2人）

築地	小西 徳子
明石町	敬・サポート

13. 人命救助者（2人）

勝どき	仲佐 保
勝どき	江幡 昌裕

男女共同参画施策

区では、区民一人一人が尊重され、誰もが活躍できる男女の平等および共同参画による社会を実現するため、令和5年4月1日に「中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例」を制定した。これに基づき、男女の平等および共同参画による社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

中央区男女共同参画行動計画2023

1 計画の目的

平成30年度に策定した「中央区男女共同参画行動計画2018」の計画期間が終了することから、「中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例」に基づき、今後5年間の基本的方向性を示すとともに、社会環境の変化に的確に対応し、本区における現状や課題を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画2023」を令和5年3月に策定した。

2 計画の体系

- (1) 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成
- ア 男女平等の意識づくり
 - イ 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

- ウ 男女の生涯にわたる健康支援
 - エ ひとり親家庭や単身世帯などへの支援
 - オ 多様な性を認め合う社会に向けた理解促進と支援
- (2) 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕
- ア 働く場における女性の活躍推進
 - イ 女性の就労支援
 - ウ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援
 - エ 子育てや介護に対する支援の充実
 - オ 生活の場への男性の参画促進
- (3) あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕
- ア 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
 - イ セクシュアル・ハラスメントなどの防止
 - ウ 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援
- (4) さまざまな場への男女共同参画の促進
- ア 政策・方針決定過程における女性の参画促進
 - イ 地域活動における男女共同参画の促進
 - ウ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進
- (5) 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

- ア 地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成
- イ 誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用

推進体制

中央区男女平等共同参画推進会議

行動計画その他男女の平等および共同参画による社会づくりの推進に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として設置されている。

会議の組織は、学識経験者や区民などのうち区長が委嘱した20人以内の委員で構成され、委員の任期は3年以内である（委員一覧は408頁参照）。

普及啓発事業

男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発を図るため次の事業を行っている。なお、昼の講座などでは生後3カ月以上の未就学児を対象に託児を実施している。

〔 〕内は令和6年度実績

- 1 男女共同参画ニュース「Bouquet」^{ブーケ}の発行
年2回 各44,400部（新聞折り込み分含む）
〔年2回 各44,100部（新聞折り込み分含む）〕
- 2 男女共同参画講演会などの開催
 - (1) 男女共同参画講演会 年1回〔1回、22人〕
 - (2) 就労支援講座 年8回〔8回、33人〕
就労支援相談 年5回〔5回、4人〕
 - (3) 男女共同参画講座 年8回〔8回、157人〕
 - (4) 労働セミナー 年1回〔1回、155人〕
 - (5) 育児中の保護者社会参加応援事業（ほっと一息私の時間）年6回〔6回、33人〕
 - (6) 男性の家事育児参画応援講座 年3回
〔中央区イクメン講座 3回、17人〕
 - (7) 水曜イブニングトーク 年4回〔4回、227人〕
 - (8) ワーク・ライフ・バランスセミナー
年2回〔2回、130人〕
 - (9) 事業協力スタッフ養成講座
年1回（全8回の連続講座）〔1回、8人〕
 - (10) キャリアアップ講座
年1回〔1回、4人〕
- 3 男女共同参画リーダー研修の実施
年1回〔1回、18人〕
- 4 出前講座の実施
区立中学校 2校

男女平等センター事業協力スタッフの参画

講座の実施、男女共同参画ニュース「Bouquet」^{ブーケ}の発行などを対象事業とし、スタッフ養成講座修了者が事業協力スタッフとして参画している。

中央区ブーケ祭りの開催

男女共同参画社会の推進に向け、男女平等センターの活性化を図るとともに、男女平等センターを利用する団体の活動の場を広げ、団体間の連携を図るため、年1回ブーケ祭りを開催している。

実施に当たっては、男女共同参画意識の向上と主体的に取り組んでいく力を高めるため、実行委員会を組織し、区と共同で実施している。

第23回中央区ブーケ祭り実施状況

開催日 令和7年6月20日（金）・21日（土）

会場 男女平等センター「ブーケ21」

テーマ 「明るい未来にむかって」

来場者 約1,010人

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進している中小企業などを認定し、その取り組みを広く紹介するとともに、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援することにより、中小企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

令和6年度 認定企業 7社

アドバイザー派遣企業 4社

男女共同参画事業団体支援助成

男女共同参画社会の実現を目的として、区民団体・グループが実施する学習などの活動を支援するため、助成金を交付している。

1 助成金額

一団体100,000円を限度

2 対象団体

男女平等センター「ブーケ21」の登録団体で、原則として1年以上の活動実績を有し、今後の活動充実が期待できる団体

3 対象事業

男女共同参画に関わる問題の解決を目指した公開の学習会または講演会

「ブーケ21」女性相談

女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施している。

また、子育て中の方が安心して相談できるように生後57日以上乳幼児から小学生までを対象とした託児サービスを行っている。

電話相談（予約不要）

毎週月曜日 午前10時～午後4時

面談・電話相談（要予約）

第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時～午後4時

第2火曜日、第3水曜日 午後3時30分～8時30分

☎ (5543) 0653 (直通)
(祝日・休日、年末年始を除く)

「ブーケ21」女性相談状況 (令和6年度)

主 な 相 談 内 容	電話相談	面談
合 計	179件	174件
生 き 方	26	24
性 格	0	4
夫 婦 関 係	18	41
D V 関 係	16	41
嫁 姑 関 係	2	0
親 子 関 係	8	4
その他の関係 (男女・近隣・職場など)	66	23
セクシュアル・ハラスメント	0	2
親 の こ と	8	4
子 ど も の こ と	6	13
友 人 の こ と	3	2
病 気	8	13
生 活 一 般	10	3
そ の 他	8	0

男性電話相談

多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施している。

毎月 第1・3水曜日 午後3時～8時

☎ (3495) 7770
(年末年始を除く)

男性電話相談状況 (令和6年度)

主 な 相 談 内 容	電話相談
合 計	58件
生 き 方	4
性 格	0
夫 婦 関 係	26
D V 関 係	0
労 働 ・ 仕 事 関 係	2
親 子 関 係	4
その他の関係 (男女・近隣・職場など)	1
セクシュアル・ハラスメント	2
親 の こ と	1
子 ど も の こ と	2
友 人 の こ と	0
病 気	2
生 活 一 般	2
そ の 他	12

「ブーケ21」SNS相談

年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施している。

毎週月～土曜日 午後7時～9時
(年末年始を除く)

「ブーケ21」SNS相談状況 (令和6年度)

主 な 相 談 内 容	SNS相談
合 計	709件
こ こ ろ ・ 不 安	118
経 済 不 安	6
夫 婦 関 係	17
家 族 の こ と ・ 親 族 の こ と	67
学 校 生 活	144
人 間 関 係 (近 隣 ・ 知 人)	72
性 ・ か ら だ	32
精 神 保 健	63
労 働 ・ 仕 事 関 係	21
D V	1
デ ー ト D V	14
性 暴 力	4
虐 待	14
L G B T Q	11
そ の 他	49
不 明	76

※令和6年6月開始

中央区配偶者暴力相談支援センター

令和7年4月から「中央区配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備しDV被害者に対する支援を行っている。(事業内容は190頁参照)

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パネルを区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海区民センター、男女平等センター「ブーケ21」に展示し、女性の人権の尊重について意識啓発を図っている。

生理用品の配布

経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できない女性を支援するため、区内の7施設で生理用品を配布している。

・配布箇所

男女平等センター「ブーケ21」

中央区役所 ふくしの総合相談窓口

子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

中央区保健所 健康推進課

日本橋保健センター
月島保健センター
晴海保健センター

男女平等センター「ブーケ21」

女性の地位向上と社会参画を推進するとともに、男女共同参画社会の実現を図る拠点施設として平成5年4月28日に開設した（令和5年度に「女性センター」から「男女平等センター」に名称を変更）。

所在地 湊1-1-1
☎ (5543) 0651 FAX (5543) 0652
敷地面積 496.82㎡
延床面積 1,679.18㎡
構造規模 鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上4階建て
1 階 情報資料・交流各コーナー
中2階 情報資料コーナー
2 階 保育室、相談室、事務室など
3 階 研修室3室、視聴覚室
4 階 研修室（和室）、ワークルーム

開館時間、休館日など

- 1 開館時間
午前9時～午後9時
- 2 休館日
 - (1) 年末年始（12月28日～1月4日）
 - (2) 臨時（館内保守点検など）
- 3 研修室などの利用対象
区内在住・在勤者など（研修室、視聴覚室、ワークルームは団体利用に限る）
- 4 研修室などの貸し切り使用
 - (1) 対 象
 - ア 男女平等社会の実現を目指すことを主な目的として活動する団体で、区内に住所を有するもの、または区内の事業所に勤務するもので構成する団体（以下「登録団体」という）
 - イ 登録団体以外の団体（以下「一般利用者」という）
 - (2) 利用手続
 - ア 登 録 団 体 利用日の属する月の2カ月前の1日から
 - イ 一般利用者 利用日の属する月の1カ月前の2日から

(3) 使用料

施 設	利用区分 定員	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
研修室1（洋 室）	24人	1,600円	2,200円	2,200円	5,400円
研修室2（洋 室）	36	1,800	2,400	2,400	5,900
研修室3（洋 室）	18	1,600	2,200	2,200	5,400
研修室4（和 室）	24	1,400	1,900	1,900	4,700
視聴覚室	24	2,100	2,800	2,800	6,900
ワークルーム	多 目 的 ス ペ ース	8,100	10,800	10,800	26,700

◎研修室1と研修室2は1室として利用できる。この場合の使用料は2部屋分を徴収する。
◎登録団体は7割減額で利用できる。

(4) 利用状況 (令和6年度)

利用区分 施設	計	登録団体	一般利用者	区の事業など
計	2,535件	887件	1,187件	461件
研修室（4室）	1,868	557	1,006	305
視 聴 覚 室	381	201	159	21
ワークルーム	286	129	22	135

女性問題図書などの閲覧貸し出し

男女平等センター情報資料コーナーにおいて、男女共同参画および女性関係図書・資料の閲覧・貸し出しを行っている。
1人1回 2冊
貸出期間 2週間以内

ボランティア保険制度

区民が安心してボランティア活動に従事できるよう中央区ボランティア保険制度を昭和61年6月に創設した。

この保険制度は、区がボランティア団体の指導者などを被保険者として、ボランティア保険契約を損害保険会社と締結し、保険料を区が負担するものである。

補償の種類と金額

	補償の種類	補償限度額
損害賠償責任保険	対 人 の 賠 償	1 人 1 億円 1 事故 2 億円
	対 物 の 賠 償	1 事故 500万円 (保管物の場合300万円)
傷害保険	死 亡 保 険 金	500万円
	後遺障害保険金	15万円～500万円
	入 院 保 険 金	日額 3,000円 (180日限度)
	通 院 保 険 金	日額 2,000円 (90日限度)

行
政

情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度

「中央区情報公開条例」に基づき、区民などの請求に応じて区が保有する区政情報を開示する他、積極的な情報の公表や提供など、情報公開を総合的に推進することにより、区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加の促進を図るものである。

なお、開示請求については、区政情報の閲覧、視聴または写しの交付の際に、原則として表1に掲げる手数料を徴収している。

令和6年度における区政情報の開示請求の処理状況は、表2のとおりである。

表1 手数料の額

開示の方法	区 政 情 報 の 種 類	金 額	徴 収 時 期
閲 覧	文書・図画・写真・ビデオテープなどを除く電磁的記録を用紙に出力したもの	1 件名 (簿冊は1冊) につき 300円	閲覧のとき
視 聴	マイクロフィルム・ビデオテープなどを除く電磁的記録を表示装置に出力したもの	1 件名につき 300円	視聴のとき
	ビデオテープなど	1 巻1回につき 500円	
写しの交付	文書・図画・写真・マイクロフィルム・ビデオテープなどを除く電磁的記録	1 件名 (簿冊は1冊) につき300円に、用紙1枚につき10円 (電磁的記録に係る光ディスクによる写しの交付は、1枚につき80円) を加算した金額	写しの交付のとき

表2 区政情報開示請求の状況

件 数	状 況				
	開 示	部分開示	不開示	存否 応答拒否	取 下
1,507	932	445	110	1	19

個人情報保護制度

「個人情報の保護に関する法律」に基づいた、個人情報の適正な取得、保有、安全管理措置および個人情報の管理に関する書類の管理を行うとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障することにより、区民の権利利益の保護を図るものである。

令和6年度における個人情報の開示請求の処理状況は、
表3のとおりである。

表3 個人情報の開示請求の状況

件数	状 況						
	開示	部分開示	不開示	存否 応答 拒否	訂正	不停止	取下
121	33	52	27	3	1	3	2

情報公開コーナー

情報公開制度や個人情報保護制度に関する相談、案内および受け付けを行うとともに、区が発行した刊行物を中心とした行政資料を備え、それらの閲覧、貸し出しおよびコピーサービスを行っている。

また、区などが発行している有償刊行物の販売も行っている。

情報公開コーナーの利用状況（令和6年度）

利用者数	資料閲覧	資料 貸し出し	有償刊行 物 販 売	道路台帳など の情報提供	コ ピ ー サービス
2,161人	961冊	0冊	96冊	1,301件	14,380枚

◎コピーサービスの金額は、カラー（A3）80円、カラー（A4、B4）50円、白黒（A4、B4、A3）10円である。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として設置されている。

審議会の組織は、学識経験者、区議会議員および区内の公共的団体関係者のうち区長が委嘱する17人以内の委員で構成され、委員の任期は2年である（委員一覧は408頁参照）。

情報公開・個人情報保護審査会

区政情報の開示請求または保有個人情報の開示などの請求に対する不開示などの決定について審査請求があった場合に、当該決定の当否に関し、公平かつ客観的な立場で審査を行うため、区長の附属機関として設置されている。

審査会の組織は、学識経験者のうち区長が委嘱する5人以内の委員で構成され、委員の任期は2年である（委員一覧は408頁参照）。

中央区土地開発公社

本公社は、公共用地の機敏かつ機動的な取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、区の全額出資により昭和63年5月2日に設立された。

バブル崩壊以降は、土地を先行取得する必要性が低下し、

公共用地の必要が生じた場合は区が直接取得を行っていることから、東京都知事の認可を受けて令和6年7月22日に解散した。